私の妻も中風で手足、半身は利かない者を警察は相当の虐待をしたとの事です。私は自分が殺したのであれば警察の取調で咽喉を締められ、仮死状態になる迄の拷問に耐え兼ねた際申述ていると思います。

私の着用していた黒の詰襟の上衣も取調の際口中より血が流れ出て附着したので、山崎警部補が茶褐の国民服と着換えさせ、其の服は当時紅葉の賭博場でも着用していた服です。其の服が行違不明との様子ですが是は誰かが隠したものと思います。

私は手斧の少量の血液が石川等が私の家に殴り込みに来た時の血でなく石井定喜の血に相違ないとしたら、私は殺していないのですから、十九日私の留守中妻が一人の時玄関や臺所を捜し鉈や其の他の品を出し調の際に誰かが塗つて置いて、跡は十六日も其の儘にして置き、露店の不良児の高梨の様な奴に刑事代理の様な事を賣り付け、彼は偉くなつたつもりで人の跡を尾行をした事など、如何に山崎警部補が堀の賭博場で短期間に起つた事件で窮していたかが判るのです。私の下駄の件に付ても紅葉で六足も窃取したと造言をさせ、和田道具屋でも山崎皓二が間違へて履いて行つたと云つており乍ら態々被害届を提出させ、証拠書類を偽造させ人を罪に陥れんとする巡査にあるまじき行いであります。

課長の山崎警部補が取締る可き位置の人が、人妻と醜い関係をしているのですから部下巡査が平気で嘘を法廷で申述べる事は私は遺憾に堪えないのです。

私は良心に訴え眞実に上告趣意書として申します。

尚私は元山警部に下駄を口中に押込められ齒三本も拔かれ、其の際渡邊巡査部長は血液の鑑定には二万円もかかつているのだと度々申し、俺は今迄で一度もお前を擲らなかつたが此れが初めであると言い、其の時元山は私の顔に痰を三回程吐き付けたのです。

昭和二十三年八月頃私は千葉拘置場五十二房に拘置中、市川驛前田圃中の関と云う家へ這入つた五人組のピストル強盗で

津田精一と云うのが入房し、彼は小岩署に捕縛され市川署へ移され渡邊巡査部長に取調の時、腕時計壹個参千円位を被害届は出ていないがお前が持つていても後で取られると云つて取り揚げられたと云つており、被害届が出ていないので渡邊巡査部長にただ取られたと歎いているのを聞きました。私は渡邊巡査部長のいやな話は市川の古物屋よりも隨分聞いた事があります。鈴木巡査部長が手斧を砥いだろうといつて私に暴行を加えるので、私は砥がないといつたが暴行に耐え兼ねて二、三回砥いだと申したのです。然るに証人として法廷で手斧の刃より上部の背の方を砥いだ形跡があつた様な事を述べているのは私は遺憾に堪えません。仮に上部を砥いだなれば、私は砥ぐ可き所でない所を砥げば其の部分には必ず錆が泛び出すと思います。

私が市川署で取調中自供しないと云うので咽喉を締められ、上衣の釦が取れたので二ッ婦人警官の齋藤さんに縫つて貰つたのです。其の時婦警さんは、渡邊巡査部長は自分の父は犢橋村の村長だと皆さんに吹聽しておらるるが、部長さんの父は役場の小使なのを私は知つている、どうして嘘を云うのか渡邊部長さんの気持が判らないと云つて看視の巡査に話しており署内でも人気が悪いのです。

私に嘘の証言した上代巡査の如きは、留置人の大勢がいる所へ留置場消毒用として配給して持つて来た巡査の前で、私の家に蚤がいて困ると云つて指紋用紙二、三枚にデデチーを包み、外にいた巡査も少し貰う様に持つて来た巡査に話した所持參の巡査は非常に怒り、家で必要なら市役所へ行つて貰つたらどうだと云つていたら、俺は署領に話してあると云うたので大分ごたごたして消毒もせず怒つて持戻つて、其の後私のいる二十何日か虱の多い毛布を消毒しなかつたのであります。

私が千葉拘置場に勾留中昭和二十三年十月頃と思います、二十一房へ市川市宮久保の農家へ這入つた強盗強姦の染谷源吉が入房し、染谷の話しに依りますと、自分の村で梨で百万円位今手に入れて持つている家が有ると伊藤外一名に話し掛け、夜伊藤の家に行き覆面を伊藤の妻に縫わせ、外一名は自分の家より日本刀を持ち、染谷源吉の案内に依り農家に強盗に三人

で押込み十九歳と二十一歳の娘を强姦し、衣類及び現金四千円位を强だつし伊藤の家で分配したとの事でした。染谷源吉と伊藤の妻とを姦通しておつたので、伊藤の注意が深くなつて来たので染谷は伊藤の家を遠ざけていた所、伊藤の妻が染谷の家へ自分の女の兒を連れて遊びに来るので何が良い話を持つて染谷は伊藤の宅へ行く可く考えていた時、梨で澤山儲けた家を思い伊藤の家へ行つたと云つておりました。染谷、伊藤外一名は最初誰かが事件が判つて捕つても外の者を喋べる事のない様に約束してあつたのたが、伊藤の奴が初め捕つて何も喋らずにいたのが染谷と伊藤の妻の関係が心配になつて皆自白したと染谷は私に話し、其の為俺が主犯になつている、然し山崎警部補が染谷を心配して俺の親父とも会い、弁護士も安藤さんを頼んでくれ、强姦の方も取り消し、執行猶予にしてやる様な話もしてくれ、外に東京の弁護士を一人頼んでくれた、安藤弁護士も執行猶予にすると云つているが俺が皆を誘い出して、外の一人の共犯の細君は、事件が新聞に出たので世間に顔出しが出来ないと云つて五歳になる女兒を市川橋の上より河の中へ抛げ込み、自分も死ぬ覺悟でいたのを捕つて殺人罪で勾留されていると私に話しました。

尙皮肉にも其の当時千葉拘置所の女監房と雜役との房の間は衝立六尺位の物であつたので小林、齋藤、藤崎外一名不詳の雜役は、晝間女房に種々の物質を與へ手馴けて置き醜関係をしたとの事でした。当時染谷の共犯の細君もやられたと云つておりましたが、一人雜役で其の仲間に入らない高野は早く仮保釋で出ました。其の後伊藤は私に染谷が執行猶予になり伊藤は七年の刑で服役すると云つておりましたが、染谷に引張られて犯したのに自分が七年で染谷の執行猶予を恨んでおり、共犯の細君の事も気の毒に云つており、私が市川署で自白した事が新聞に出ていたと私に話しましたので、私は犯さない罪を自白したとして山崎警部補が新聞で発表させ民衆に私が犯行を自供した様にして世間を胡魔化し、山崎警部補の仲臺の細君との姦通や、警察前の仲臺の家の賭博所の默認していた事の世間の批難を除かんが為に新聞屋に話した事と思います。尙其の後行徳町の川崎製麵業の主人の弟である川崎が私の新聞記事の自白は取消しが少さく出ていた事を私に話してくれました。染谷源吉の事件に就て悪々山崎警部補が染谷の親と会つて弁護士を世話し、裁判の始まらない内より染谷源吉が執行猶予にしてやると云つた事、染谷自身が私に皆を誘つたのだからと云つており乍ら執行猶予の話を聞いたので、後で私は南文永の時の様な事を山崎警部補が行つたと思い、其犯の妻の女兒を市川橋上より河中に抛げ込んだ小供の霊に對しても私は参考迄に申述べる次第であります。

昭和二十三年十月頃と思います、千葉拘置場の二十一房にいた時佐倉の博徒で立石氏が自分の若衆が小麥何俵かを賣つた件で入房し、立石氏は堀鐵三の賭博場へは何回も来ていたので私に負けた時金を貸せと云つた事があつたので知つていたのです。立石氏は佐倉署へ市川署より渡邊巡査部長が轉任していた事を話し、渡邊部長は留置場へ来て立石氏に市川より佐倉へ来たから今後宜敷く頼むと云つていたと話され、私は怪我した時酒一升を貰つた事で事件を鳥耶無耶にした事を竹井檢事に話した事があり、署内でも齋藤婦人警官の話でも人気の悪い人だから佐倉署へ左遷されたと私は思つていたのです。

昭和二十三年十月頃私が千葉拘置場二十一房に在つた時、千葉市登戸新地の古着商宮内由次郎が古物違反で入房し、宮内は時々神經痛を起すので注射藥を差入れて起る時は注射しておりましたが、宮内は私に話す処に依ると、千葉檢察庁の竹村檢事係で竹村檢事の知人に矢島某と思いました、家へ空巣に入り盗んだ衣類二十三点を買つた事に依つて勾置され、帳簿へ五、六点を記入漏れしたのを弱点として竹村檢事の取調を受け、弁護士は自分の近所である芳賀さんを頼んだと云つておりました。盗んだ男も芳賀弁護士だとの事でした。宮内は帳簿を落したのは悪いのだから其れに對して罰を受けるのは致し方ないと云つておりましたが、檢事は自分の知人である矢島氏の衣類代を弁償させんが為、宮内は当時信用貸金をしていた事を発見され、君は高利を取り金融している、大藏大臣の許可を受けているかと云われ、結局弁護士が仲に入り取られた衣類を弁償しなければ、体が悪いので保釋を願つたが許可にならないと云う事で、衣類の買價も判明している事であるから鑑定人を千葉市より出して鑑定價格を弁償すると申し出たのですが、檢事はそれを許さず矢島氏に依り平均一枚金二万五千円の

價格に依り何十万円かを要求したので宮内氏は哭いて鑑定人の不法を私に話し、妻と叔父が宮内の体を心配して何十万円かの金を返したので其の日宮内は保釋で出ましたが、宮内の語る所に依りますと、現金を弁償した日より三十日以内に衣類を持參すれば一枚二万五千円の割で金を返金するとの事でしたが何日も前に群馬縣の郡山の商人に賣却したので品物のある筈がない、出所したら外の弁護士を頼んで戰わなけらならないと狂気の様に皆の者に話しました。宮内は千葉市古着商組合の役員もしているとの事で多勢の人に接するので、檢事の措置を悪意に取つていたので悪影響を及ぼすと私は思いました。尙宮内由次郎は芳賀弁護士が初め面会した時、裁判所の連中は昔は皆俺の部下で在つたから宜しく計うからと云うので弁護料も一万円妻に拂わせ、外に澤山買つて在つた煙草も中々思う様に手に入らないので芳賀さんも煙草に困つていると思い、煙草迄も贈つたのに檢事と一緒に組まれてしまつたと憤慨しておりました。

私は昭和二十六年二月六日、私の裁判長で在つた大塚今比古判事さんの裁きを受けた横須賀市の公安委員である醫師を銃殺、小切手を强奪した堀川正の件に付て奇怪不審の点を見聞したので、二月六日係の擔当さん迄話しをして置いた事があります。大要を申します。

堀川正は二審求刑後精神鑑定をしたとの事です。堀川は人並以上に悧巧者で自分の精神鑑定に依り功を奏した事を有頂天になり、アベック殺しの河野健次郎にお前も精神鑑定に依る外は助命の道がないのだと云うて河野に精神異状者の要領を教え、外に齋藤勉、近藤恒等にも要領を話して置き、他方受持の擔当が悪い奴で醫者に報告するから気を付ける事を語りおりました。俺の場合は擔当が醫者が来る時丈け堀川は狂人の眞似をすると報告書も出ているし、扉の処で話しているのも俺には聞き取れているが、醫者は擔当の言う事を一向取り上げないでいるのに擔当は今迄本を見ていたと余計な事を言つていた。俺の弁護士は正木弁護士で、横濱の弁護士が横濱にいる正木弁護士の舍弟と懇意なので俺の兄貴が其の方を頼んで東京の正木弁護士が弁護をしてくれる事になつた、皆の様に面会も弁護士面会所でなく俺のは所長室の脇の方でするのだ、正木

さんも俺の犯罪では精神耗弱者として助ける様にするより外に道はないと言つていた。其の中に河野健次郎は精神鑑定で松澤病院に鑑定に行きましたが、河野は松澤では口をきかないので鑑定を打切り東京拘置所に歸りました。調に依り堀川正が河野健次郎に狂人の眞似を教えた事が判つたので、刑務所醫官である中田先生が自分が堀川を鑑定した責任上堀川正を四十八房より中央に呼出し大分中田先生に怒られておりました。堀川は四十八房へ歸つて来て誰がチンコロしたか、河野の事で中田先生にお前は恩知らずだ、私がお前は助からないのを私が態々東大迄で行つて向の先生に頼み助けてやつたのに何んで其の様な事を人に教えるのだ、私の立場を考えろ恩知らずと言われ、目玉の飛出る程怒られたと言つておりました。

其れより僅かして四十六房にいた坂本俊馬は神經痛で午前一時間と午後一時間を一階の管區長室で特別に暖を取る事を許されていたので、其の時中田醫官は區長室に来て坂本に堀川正の話しをしたと言つておりました。坂本氏は中田醫官の出生地はどこかと尋ねたら神戸淡路島の州本だと言つていた。坂本は暖を終り四十六房に歸つて来て堀川正に今區長室で中田醫者が隨分君の事を怒つていたぞ、アベック殺の河野が松澤へ鑑定にやつたら言葉を語らないので困つて歸つて来た、調の結果堀川の奴が何か教えたとの事だ、恩を知らない奴にも困つた、助からない奴を僕は東大迄で行つて向の醫者に頼んで助けてやつたのに恩知らずと言つて大分怒つていたと話しているのを坂本は大聲で話したので、四十房に入房中の静岡より来ていた强盜、殺人、放火、詐欺である千葉熊次は兼ねてより堀川の鑑定に不審を思つており、外部よりの運動に依るものと思い堀川よりの見聞した事や坂本の話を法廷に於て中西裁判長の前で申し述べた処、自分の係の弁護士より他の審理の邪魔になるから後で弁護士より聽くとの事で其の儘になり、千葉熊次は十五年の刑で服罪したので、千葉が私に、堀川の件を法廷で申し述た処弁護士より拒止された事を話したので、私は昭和二十六年二月六日に千葉熊次の法廷での話を係擔当に話し置きました。

堀川が河野健次郎に、醫師は鑑定の際目玉を良く見るから一夜や二晩位は寢らず我慢して眼をぱちぱちやらない様にと言

う事などは私も脇で聞いており、俺は法廷で裁判長にあきたから家へ歸してくれと言つていたら裁判長は微笑していた、其の位にやらないと駄目だと言つており、又堀川が河野に精神耗弱者の眞似の要領を教えているのを、鎌倉の情婦殺しの齋藤盛は運動の擔当の豐島氏に話しているのを私は脇で聞いた事もあります。

堀川が精神耗弱者でない事は皆の知る処であるのに刑務所の醫官が態々東大の鑑定醫の所迄出向いて賴んで迄で堀川を狂人として扱うと言う事は、私のみではなく皆不審に思うのです。

四十三房にいた東武志には石鹸箱に雜誌の畫を切抜きして彫刻などしてやり、石鹸一個取り、林と言う四十一房にいた者より鼠を取つて石鹸と交換し、坂本俊馬が午前と午後病気と稱して區長室に暖を取りに行く特別待遇を難じ、冬は皆寒いのだと言つて吾々零番にも坂本並に待遇する様に部長の所へ申出で、若し受け入れなければ零番の皆で坂本を毆ぐると部長に話したので坂本は出られなくなつたと皆の者に話しておりました。誰も坂本を毆ぐるとも坂本に付いて話した人はないのに斯くの如く他人の気の付かない様な点迄で考えている悧巧者を狂人とした事は皆不審に思います。尙堀川は、俺の親類には精神病者はないのだが俺は精神病者の証明付になつたから千葉刑務所へ行つても苦痛なら何もしないで病院へ降りる、病院で少しいる間に外で運動すれば僅かの期間に出る事が出来る、其の点に付ては兄貴が金は澤山あつて面倒を見てくれると言うておりました。

昭和二十三年六月末日頃市川署より松戸拘置場へ行く途中、松戸檢察庁へ寄り渡邊巡査部長は五十嵐檢事の前で、私が檢事に自白すると警察署で言つたと連れて行つた時、五十嵐巡査部長に大変御馳走になつた御禮を私の前で言われたので、私は留置場で齋藤婦警さんの言つた事を思い出し、私の前で檢事の御馳走の御禮に頭を下げるのを私に見せに連れて来たのかと思つたのです。それでなければ私は五十嵐檢事の取調は中止となり千葉の竹井檢事の取調を受けているのですから何んで私が五十嵐檢事に自白する様な事を申述る筈はないのです。渡邊巡査部長が前に私が紅蓮隊の奴に全治一ヶ月の傷を負わさ

れ乍ら酒一升を贈られた事を私は市川署に於て竹井檢事に話した事があるので、其の外山崎警部補の中臺の細君との姦通の事や、中臺での公然と堀に賭博を許していた事など私より申述られては困るので斯くの如く態々に松戸の五十嵐檢事の処へ連行したと思います。

右之通り眞実を以て上告趣意書を提出致します。

以上

昭和二六年(れ)第一三〇二号

被告人　山崎小太郎

弁護人日下一郎の上告趣意

上告理由は左の一点に歸着します。

原判決で認定せられた第一の强盗殺人の事実は、重大な誤認であることを疑うに足るべき顯著な事由があると信ずる。

以下各觀点から之を説明する。

第一、犯罪の動機について

一、原判決によれば「被告人が曩に詐欺罪により言渡された懲役八月の刑が確定して近く服役せねばならぬため後に殘る病妻と二兒の生活が案じられその對策に苦慮していた」ということを原因とし、これと「本件被害発生の当夜、被告人が被害者石井定喜等と料亭紅葉で賭博をした際被告人はその所持金全部を失つたのに反し、被害者は勝ち續けて一万円位の所持金を持つて歸途についた」という事実を結びつけて本件强殺行為の唯一の動機と認めている。

素より動機は犯罪行為それ自体ではないが、本件の犯意を認定する資料として愼重な檢討が必要である。

成る程被告人が前示の原因で金策に苦慮していたことは原判決がその証拠として引用している中村守夫の司法警察官に對する供述によつても明白であり被告人の爭はぬ処ではあるが、右供述に現われている通り、被告人が中村に對し予て貸してある土地を買上げてくれるか、擔保にとつて金を貸してくれと手紙で申込んだのは昭和二十三年三月初旬で、本件の発生した同年五月十七日より二ヶ月位も以前のことであり、又被告人が中村方を訪れ親しく右申入をしたのは本件発生後僅かに十日後の五月十七日である。

而も右中村守夫の聽取書を更に見て行くと、「その際中村は土地を買うとか擔保に取るとかいう様なことは困るし、

澤山の金を融通することは出来ぬがとて即座に一万円を無条件で一ヶ年貸すことにして現金を被告人に渡した」（記錄一六三丁以下）との事であり、斯様に容易に金策し得る的があつて既にその旨の申込までしてある被告人が、本件の様な重大な犯罪を敢てする必要はない筈である。

二、加之、被告人は右中村方に貸貸してある地所等を合せて市川市内に二百坪の土地と家屋三棟六戸を所有しておることは第一審で当弁護人から証拠として提出し記錄に編綴してある弁第一号乃至第八号証によつて明白であるから、之を賣却しても擔保としても十万や二十万の金円を調達し得ることは自明であり、被告人の住家は同人の実弟山崎精より無償で借用しており、同人は相当の資産を有し、万一の場合は同人の援助を受ける関係にあることは第一審における同人の証言により明らかである（現に第一審以来の弁護の依頼も一切同人の引受けて居る処である）。

三、又第一審証人和田良雄の証言によれば、本事件発生後四日位の時に被告人から箪笥一棹を九百円位で買受けた事実があつて、被告人が当時多額の金円を所持していなかつたものと認められる。

検事の論告では本件の賍金一万円は被告人が数日間に賭博等で費消したと主張するが、本事件発生と同時に市川署は総動員で晝夜の別なく賭博仲間や賭場関係者等を洗い廻つて居たのであるから、当時暫くの間その方面は火の消えた様な状態で賭場などを開ける情況ではなかつた。これは社会通念上自明である。

四、以上を要するに被告人は本事件発生当時金円の必要に迫られて居たことは相違ないが、その金策の方途は容易に他に求め得る情況下に在つたので、本件の様な重大な犯罪を敢てしなければならぬ程の窮境にはなく、且被告人が一万円を奪取したものとするにはその金の使途が明らかでないのみならず、却つて本事件発生後間もなく前示の如く種々の方法で金円を入手している事実に照せば、一万円を奪取したという事実を認めることに矛盾があり、所謂經驗則に反する事実の認定と思われる。

第二、被告人が本事件発生の翌々十九日自宅で血痕のあるズボンを洗濯したという点について

一、原判決は被告人が本件発生の翌々日血痕の附着しているズボンを洗濯したとの自供を一の証拠として擧げておるが、その点について被告人は、そのズボンは本件発生の当初紅葉へ着て行つたものであるが、その血痕はその以前三月頃紅蓮隊と喧嘩をした際附いていたのだが、五月十九日朝刑事が自宅へ取調に来たので血のついたものがあつては疑を受けると思つたためその日洗つたのだと弁解しており（原判決摘示）、

被告人がその血痕附着のズボンを本件賭場へ着用して行つたこと、その血痕は被告の弁解の通り三月頃不良三人と喧嘩をした際附着していたものであることは原判決引用の細川稻太郎に對する檢事第二聽取書等にも明らかな処であるから、右ズボンには本事件発生以前から血痕の附着していた事は疑がない。

而してこの洗濯の事実が捜査官の知る処となつたのは、被告人の貸家に住む隣家の鮮人張美穗からの聞き込みによるもので、同人は五月十九日頃の午前十一時頃被告人がズボンを洗濯して片方を棹に通して干してあつたのを見たというのである（記錄二一八丁同人の上申書及び二九五丁同人の聽取書）、而してその干した場所は檢証の結果右兩家の間の通路に面した処である。

若し被告人が犯跡を眩ますという気持があつたものとすれば白中左様な人目につき易い場所に干す筈はなく、又犯行当夜か少くも翌日早々洗濯するのが社会常識であり、翌々日朝刑事が来るまで自分が嫌疑を受けるであろうことをさへ自覺していなかつたものと推定され、即ち被告人に疚しき処のなかつた証左とこそ見らるべきである。

二、尙この点に関連して疑問と思われるのは事件当夜着用していたものと認められる洋服上衣に血痕附着の形跡のない事である。

司法警察官作成の檢証調書に添付してある実況寫眞を見ると血痕は屍体の側の門扉の上部まで全面に亘つて飛散した

ことが明白であるから、その状況から推せば当然その上衣にも血痕が附着しておるべきである。然るに本件の証拠となつておる上衣に血痕のないことは鑑定人宮内義之介の鑑定書に記載の通りである。

若し被告人が原審判定の如く犯跡を眩ますという目的でズボンを洗濯したものとすれば、同時に上衣も洗滌すべき筋合であるのに、前示張美穂の上申書その他によつてもその形跡は全くない。

第三、原判決中に重要証拠として擧示せられた細川稻太郎の聽取書中の同人の供述について

一、右供述中「被告人から八百定がピストルで殺されたと聞き、おかしいと思い被告人に疑を持つた」とあるが、本事件の当夜前示張美穂がピストルの音を聞いた（前示同人の上申書等）というのを被告人が聞知していたので、それを細川に話したのである。若し被告人が被害状況を詳知していたとすれば、そんな実情に副わぬことを話題とする筈はなく、この点は寧ろ被告人が被害の実情を知らなかつた証左とこそ見るべきである。

二、尙右細川の供述中「山崎は紅葉で賭博をして五、六百円負けたが、その日は特に沈んで普通とは違つて深刻な顏をしながら勝つておる石井の方を上眼使いにちよいちよい見ていた……山崎が石井を殺したなと直感した」との点を擧げておるが、これは所謂直感であり、被告人が嫌疑者となつて以後の回想には多くの誤解を招来すること經驗上明白である。搜査官憲の直感乃至六感と稱するものも搜査上のヒントとしては貴重であるが、その儘では何等証拠價値なしと言われる所以である。

三、原判決に掲げてある堀鐵四郎の供述中にも右と同樣な点があることを申添える。

第四、以上の觀点からすれば、本件第一事実認定の唯一の資料ともいうべきものは被告人方から発見された斧に附着せる血液の点である。

一、原判決がこの点の証拠として擧げたものは、

(1) 鑑定人宮内義之介作成の鑑定書中「被検斧の金屬部と木柄との結合内面二ヶ所に存する斑痕は人血にしてA型なり」との記載、

(2) 鑑定人湯本讓作成の鑑定書中石井定喜の血液はA型なる旨の記載、

(3) 押收に係る手斧一挺（昭和二十四年押第八一五号の十）、

(4) 原審第六四公判調書中証人鈴木正治の供述として……六月二日被告人方を搜査したところ、同人方の玄関脇八疊間に置いてあつた箪笥の中から手斧を発見した。それを押收したが……」旨の記載、

であるが、右宮内鑑定人の鑑定の對象となつた所謂被検の斧なるものが、即ち証人鈴木の前顯証言中にある被告方からの押收の斧であるかどうかはこの判決擧示の証拠説明丈では明らかでない。即ちこれ丈の証拠で本件を被告人の犯行と認めることはそこに推理の飛躍があると思われる。

二、次に前掲宮内鑑定人の鑑定書を仔細に検討して見ると、鑑定の對象となつた血液は本件手斧の木柄を金屬部より取外した隱蔽部二個所に附着している(イ)小蠶豆大楕円形のもの、(ロ)大豆大楕円形のものであり、その血液型はA型であつて、恰も湯本鑑定人の鑑定の結果により明らかになつている被害者石井定喜の血液型と同型である。

然しこの血液型は最も普通のものであり且つ鑑定の對象となつたものは極めて微量である。

而して原判決に証拠として引用しておる第一審証人宮内義之介の証言によつても、右斧の金屬部と木柄との結合内面に存する血液が何時頃附着したかは日光や光線の照射、気温、乾濕等自然的条件によつて左右されるのでその鑑定は非常に困難だという事である。

然るに原判決に同樣証拠として引用しておる証人鈴木正治の供述によると、本件の斧は被告方玄関脇八疊間の箪笥の中から発見したという事になつているが、同人作成の搜査報告書（本件記録一三八丁）には明らかに居宅南側廊下箪笥

脇から斧を発見したと記載してあるので、第一審公判で同証人を訊問の際当弁護人からその点を追及した処、同人の言辭曖昧に終つた（第一審第六回公判調書）次第であつて同人の証言は信を措き難く、この点は宮内証人の指摘する自然的条件を決定する重要な点である。

一面、又被告人がズボンの洗濯までもする周到さのある犯人であるならば犯行に供した斧を廊下に放置する筈もない。

三、他面被告人の第一審以来の弁解によれば、本件の手斧は昭和二十三年三月末頃紅蓮隊三名が被告人方へ暴れ込み、被告人にも怪我をさせ自らも負傷した際、被告人が最初鉈（本件の証拠品となつて居るもの）を以て立向つたが相手のために奪われたので更に本件の斧を持出した（第四回公判調書）との事であり、相手の内二名が負傷しておることは本件銃砲等所持禁止令違反本件記録中の松山秀次、石川三郎の各診斷書（十四丁、十五丁）により明白であるので、当弁護人の申請により当時の状況を明らかにすると共に右相手方両名の血液型の鑑定を求める事となり、松山秀次は証人としての喚問に応じたのであるが、石川三郎事吳小極は出頭せず、勾引状を発せられるに及んで所在不明となり遂に証拠調を実施し得なかつた次第である（第一審第八回公判調書及び同末尾添付の司法警察官報告書参照）。

従つて本件の如き利益、不利益の証拠が錯綜せる微妙な案件につき最も重大な関係のある証拠調を完遂せずして有罪の判斷を下すのは審理不盡の違法があり、ここに事実誤認の根源があると思料する。

四、尙原判決に引用せる湯本証人の証言中被害者の致命傷となつた傷口の長さが本件斧の刃渡と一致しておる点を擧げているが、本件斧は一般市中に販賣する普通のもので特異性はないから本件を否定する妨げとならぬ。

第五、その他の証拠について

一、原判決に引用してある被告人の供述中本件の斧の柄を燒き且切つた点は、恰も犯跡隱蔽の所為の如く見られて居る

が、右工作をした時期が五月二十六日頃であることは被告人の警察以来述べて居るところである（本件記録二〇八丁）。若し被告人がその犯跡を蔽う目的があつたものとすれば、本件で最も重要な証拠物件を犯行後一週間も放置したことになり、ズボンの血痕に不安を感じて本件発生の翌日洗濯したという前示事実と矛盾がある。

二、石井きんに對する検事の聽取書中、被害者が事件発生の夜履いて行つた日和下駄が財布と共に見当らなかつたとの供述があり、

司法警察官の証拠品捜査に関する報告書（記録七一丁）によると、現場を中心に相当廣範圍に亘り被害者の日和下駄を捜索したが遂に発見しなかつたとの事である。

被害者石井定吉も相当な博奕仲間であり、本事件発生の前日にも福原の使という女が金の取立に来た事実のあることは、石井きんに對する司法警察官の証人訊問調書（四〇丁以下）にも明らかであり、

事件当夜の賭博仲間の六本木長吉の行動にも疑問があり（記録八〇丁）、

本件の重要な関係人堀鐵四郎はその後所在不明である（原審証人鈴木正治の供述）。

而して本件を検擧した市川署では血液鑑定の結果を知るや科学的捜査の凱歌として祝盃を擧げている寫眞入記事が当時の地方新聞に掲載せられた程であるから、当時その余の幾多の疑点については捜査に疎漏があつたものと推定せざるを得ぬ次第である。

これは第一審裁判所において既に無罪として確定して居る窃盗事件の捜査の粗漏な事実に徵しても略推定し得る処である。

以上

昭和二六年(れ)第二〇七四号

判　決

本籍並びに住居　千葉県長生郡豊田村長尾九〇九番地

農　業　齊　藤　潔　明治二九年六月一〇日生

右の者に対する食糧管理法違反被告事件について、昭和二六年五月一日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人木島菊雄の上告趣意第一点について

所論は被告人に対する昭和二二年度における米の供出割当量はその生産量を超過するものであり、強権を以つてその供出を強制することは憲法二五条に違反するというにあるが、同年度における被告人の供出割当量がその生産量を超過するとの被告人の主張は原審の認めないところであるから、これを前提とする違憲の主張は理由がない。

同第二点について

記録を調べても、所論の如く昭和二二年度産米に対する被告人の供出割当が不公正であり、供出割当制度を悪用して被告人に対し村八分の私刑を執行したというが如き事情は認められない、又論旨は原審が被告人に対し懲役刑と罰金刑とを併科

したことは食糧管理法罰則の法意でないと主張するが、右は結局原審の刑の量定に対する非難であつて上告適法の理由とならない。そしてこれらの理由に基づく憲法一三条違反の主張はその前提を欠くものであるから採用することができない。

なお記録を調べて見ても本件につき刑訴四一一条を適用するかどは見当らない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年三月二八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(れ)第二〇七四号

被告人　藤潔

弁護人木島菊雄の上告趣意

第一点　原判決は憲法第二十五条所定の国民が健康生活を営む権利として判決した違法がある。

原判決理由によれば、被告人が昭和二十二年度産米につき居村村長から受けた供出米穀数量割当は四十六俵二斗九升一合（原判決事実摘示援用）であるが、被告人の当該年度水田の作付面積は一町二反であるから当年の反当収穫量から供出すべく割当てられた数量は三俵（四斗入だが実は四斗数升入）三斗五升七合五勺となる計算である。

是れを事件記録中に散見する資料である被告人の居村での当該年度産米収穫見込反当り数量は、大体三俵半を標準線とする事が出来るのであるから、被告人の生産米総量は四十二俵を前後するものと見るのが至当である（尚、被告人は当該年度は勿論、十年以上に亘る実行組合役員の故意から肥料無配給が続いて来たので地力は極端に低減し、加うるに旱魃稀に見る年の為め等の悪条件累積の為減収甚だしかつたとの理由を挙げて居るが是れは暫く措くとして）前記算出の四十六俵二斗九升一合の供出割当量と四十二俵の実収見込数量とを比照して見れば、当該年度に於ては被告人は供出量を完納すれば一物も残さず一家は食うに糧ない（雑穀の所有は別として、実際は雑穀其の他主食を親戚から融通して食継いで来たのであるが）悲惨の渕に陥つた次第である。

食糧管理法施行規則第三条の二所定の法意は正に右様の事態を避けんとする趣旨に他ならぬ。既にして然り即ち原審が（第一審も同断）単に被告人の居村々長の割当通知と数量売渡指定期日、及び右期日内に供出した数量並びに差引供出不足数量にのみ拘泥して、記録に現示する如く所謂強権発動と称する家宅捜査の結果が実証するが如き残存米穀数量の僅少という現実に目を蔽い、只管に被告人の不完納の責任を指弾するに急なるが如きは国民を飢餓に陥れて顧みざるものであ

つて、最低の健康生活すらも脅かす違憲の処置たるを免れないものと信ずる。

第二点　原判決理由に依れば、被告人は居村村長から昭和二十二年度産米の政府売渡数量を割当てられ、千葉県知事指定の期日迄に右割当全数量を完全供出しなかつた（第一審事実摘示援用）との理由で、被告人に対して相当法条を適用処罰すべきものとし、懲役六月（但三年間執行猶予）及び罰金一万円に処したのであるが、食糧管理法同施行令、同施行規則を通じ、本被告事件の如き特別事情の下に発生した事案（故意に割当強化）に於て、米穀の生産者が自已に割当てられた米穀数量と実収数量とが到底辻褄の合わぬ、換言すれば「無い袖は振れぬ」という態の情況（前第一点既述）である場合に、訂正補正等の申述手続が一向に考慮されて居ない。是れは（最初の管理法令には異議の規定が存在したと記憶するが）戦時中及び其の直後に於ける主食の極端に逼迫した情勢下に在つては、所謂公共の福祉と対比して多少の非憲的の措置も止むなしとして立法せられたものと想像されるのであるが、其の後迅くも食糧管理法施行令第二条の二の改正に見るが如き民利民福の本来に立還り、従つて憲法に違背しない様の措置されたものとし肯かれる次第であるが、それにも拘らずいかに食糧の確保が公共の重大事項であるからといつて本件被告人の場合の如く、恐らくは日本全国に類例が無かろうと思われる事案（言葉を換えて言えば供出割当制度を悪用便乗して多年に亘る村八分の私刑を執行したものである）に対して食糧管理法の正条を楯に取り被告人を処罰し、殊に何等悪意の証明すらない事案に対して懲役刑と罰金刑とを併科するが如きは、一般の例に拘泥した判決であり、食糧管理法罰則の真の法意では無い。即ち食糧管理法第三条其のものが同法施行令と相俟つて違憲の法条であり、是れに基いて判断した原判決には、従つて前述の違背があるものと信ずるのである。

以上

昭和二六年(れ)第二一四四号

判決

本籍　甲府市東光寺町一五七番地
住居　同市和田平町二九番地
農産物加工業
志村勇治　当四九年

右の者に対する傷害被告事件について昭和二六年三月二九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人帯野喜一郎の上告趣意（後記）は、刑訴四〇五条に該当しない。（所論判例は本件に適切でない）また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年三月二八日

最高裁判所第二小法廷

三月二八日判決　昭和二六年(れ)第二一四四号　一

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(れ)第二一四四号

弁護人帶野喜一郎の上告趣意

被告人　志村勇治

第一、原審は舊刑事訴訟法第四一〇条八号、一七号の違法を犯したものである。

即ち、原審は昭和二十六年三月十日の公判期日において、被告人は再度の召喚に応じないから舊刑事訴訟法第四百四条、刑事訴訟法施行法第二条の規定により、被告人の陳述を聽かず審理するとして、その審理を遂げたことは同日の公判調書により明らかであるが、單に被告人が再度の召喚に応じない場合に同条の適用を許すものではなく、被告人が「正当の事由」なくして不出頭の場合にのみ同条の適用が許されることは明らかであつて、これを被告人の右不出頭の場合を見ると、なる程、被告人が再度の召喚に応じなかつたことは事実であるが、それは被告人の疾病のためであつたのである。その事実は適式のものではないけれ共、被告人が不出頭の都度提出されてある醫師の診斷書及び本件記錄（一冊　丁）に編綴されてある報告書（東京高等檢察庁より照会したもの）の存在によつて明らかであつて、被告人としては不出頭の正当性については疏明しているのであるから、原審は直ちに舊刑事訴訟法第四百四条を適用することは出来なかつたのである（昭和二五、二、一、最高裁判所大法廷判決参照）が原審はこの不法をあえてし、被告人不出頭のまま審理を遂げ、被告人又は弁護人に最終に陳述する機会を與えなかつた違法があるのである。

第二、原審は事実を誤認している。

原判決によれば、「被告人は直ちに右現場に馳せ行き制止せんとしたが、事態はもはや被告人の力にては制止し得べくもなく、互に入り亂れて亂闘を演じつつあつたのを見て、鶴田組のため公衆の面前に於て無慘な敗北を喫するは忍び難く、むしろ大いに一同の志気を鼓舞し鶴田等を壓倒するにしかじと決意し、鶴田組の者が持つていた日本刀を奪つて右爭

闘に加つた。」と認定し、「被告人の激励により」小林、川田、幡野、飯田等が鶴田兄弟に傷害を加えたとしているのである。しかし右事実の中被告人が日本刀を奪つた点は原審採用の証拠により明らかであるが、被告人が右争闘に加わり他の者を激励したとの点は不明である。却つて被告人は当初より鶴田組との争闘の意思はなく、争闘が始まつてからもこれを制止しようとしたこと、日本刀を奪つた際被害を受けその場にしやがんでしまつたことは、争闘の相手方である証人三浦五郎の供述によつてうかがわれるところであるから、被告人が争闘に加わつたとは、たやすくいうを得ないし、又被告人が他の者を激励したとの点は、前示小林孝雪等は被告人が被害を受けてしまつた時初めて被告人が現場にいたことを知つたというのであるから、被告人が他の者を激励したとはいうを得ないのである。されば前示小林等が鶴田兄弟に對し傷害行為をしたとしても被告人とは何等の関係を有せざることは明らかであつて、原審が簡単に被告人に共犯者（刑法第六十条適用）としての責任を負わせたことは誤りで事実を誤認しているのである。

第三、仮に被告人において他の者を激励した行為があるとしても、その行為は正当防衛行為である。

即ち、前述の如く被告人には当初より争闘の意思はなく、これを制止すべく素手で現場に臨んだものであり、鶴田組の者が燒刀を所持し又はピストルを向けるに至つて、これを防ぐ為「伏せろ」と叫んで、又は燒刀を奪い取つたものであつて、この行為は單なる消極的行為であり、激励とはいうを得ないし、又この行為が争闘の渦中にまき込まれた行為とは到底いうを得ないものであり、争闘全体から見てその行為が法律秩序に反するものとはいうを得ないものであつて、原審のいうが如き激励行為は明らかに刑法第三十六条に当る場合であると信ずる。然るに原審は簡単に喧嘩の場合には正当防衛は成立しないと判示したがこれは不当である。

以上の理由により原判決は破毀せらるべきである。

以上

昭和二六年(れ)第二一五二号

判決

本籍　青森県西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂七一番地
住居　同県同郡鰺ヶ沢町大字本町一丁目六三番地
無職　木村堯こと　笹森滝之助　明治三三年一二月二七日生

右の者に対する恐喝被告事件について昭和二六年七月一〇日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し原審弁護人神谷健夫から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人神谷健夫、同岸達也の上告趣意第一点について

検察官が第一審判決書事実摘示の通り公訴事実を陳述した以上、裁判長が更に所論のように第一審判決を読聞ける必要はないから、本件において公訴事実開示の手続は適式に履践されているというべきである。従て所論判決は本件に適切でないばかりでなく、原判決には判例違反の点は認められない。

同第二点について

三月二八日判決　昭和二六年(れ)第二一五二号

論旨は刑訴四〇五条にあたらない。記録を精査しても裁判長の証拠調が被告人の防禦権を実質的に制限したとは解せられないから（裁判長はその都度被告人に対し意見の有無を尋ねているし又最後に弁護人からも「他に立証等ない」と答えている。）刑訴四一一条を適用すべき場合とも認められない。

同第三点について

旧刑訴法事件の控訴審及び上告審における審判の特例に関する規則（昭和二五年最高裁判所規則三〇号）八条は裁判所は法令の適用を示すには、法令を掲げれば足りると規定しているから、原判決の擬律は右の趣旨に副うものである。所論判例は前記特例に関する規則の支配を受ける本件には適切でない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年三月二八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(れ)第二一五二号

被告人　笹森瀧之助

弁護人神谷健夫、同岸達也の上告趣意

第一点、原判決は判例に背き証拠調をなさざる証拠を断罪の資料に供した違法がある。

原判決の証拠理由を関するに、「被告人の当公廷における供述」として採用してある、換言すれば原審公判調書の内容記載の供述を援用した趣旨である。然るに同調書により訴訟手続を調査するに、検察官は原審判決書（第一審を指す）事実摘示（有罪の部分）の通り公訴事実を陳述した。裁判長は之に對し之につき、被告人の弁解を徴したのみの記載あれど第一審判決を讀聞けた事跡がない。従来大審院の判例に依れば斯かる場合には必ず第一審判決を讀聞け、被告人をして意見弁解、反証提出の機会を與えねばならぬとして居つた（昭和九年つ)第一九号同年三月三一日第三刑事部決定、大審院判例集一三巻刑事三四四頁、昭和八年(れ)第一一〇一号同年一〇月一九日第二刑事部判決、法律評論二三巻刑訴九頁、其の他多数あり）。蓋し、若し讀聞けなければ被告人をして如何なる具体的事実が公訴の目的となつているや知らしむるに由ないからである。尤も被告人にして裁判長の解示した公訴事実を肯認せる場合ならんには敢て讀聞を必要とせざることも判例の示す所なれど、本件は犯罪事実を否認せる案件である。最高裁判所昭和二四年(れ)第一五五二号被告人田地野國吉の詐欺被告事件については、同廿六年春頃右と同一見解を採り、原判決を破棄し東京高等裁判所に差戻したのである。然らば原判決は破棄を免れない。

第二点、原判決は証拠調に際し被告人に反証提出の告示をなさずしてなされた訴訟手続で言渡された違法がある。

原審第十回公判調書（廿六年六月三十日）証拠調の部に裁判長は云々、証拠調をする、原審公判調書、同第一回公判調書記載の各証拠書類の要旨を告げ云々、其の都度被告人に對し意見の有無を問いたるところ、被告人は何もない旨述べた

とあるのみ、舊刑事訴訟法第三四七条に依り裁判長は更に被告人に對して其の利益となるべき証拠を提出することを得べき旨告げたる事跡はない。尤も次行に弁護人より他に立証等ない旨述べた記載あれど、これ弁護人固有の權利に基いてなしたるもので被告人が右の場合反証提出の告示を受くる權利とは別個の觀念である。左れば原審は被告人をして防禦權の行使をする機会を與えなかつたというべく、之に基き裁判された原判決は違法で破棄を免れないものである。

第三点　原判決は法律理由不備の違法がある。

原判決の認定せる事実は之を要約するに、被告人は渡邊克己等六名を脅迫すると共に金員の提供を要求し、同人等をして其の旨畏怖せしめた結果、同人等から採消金名義に互に醵出した現金合計十三万円を交付せしめて之を喝取したものである」と判示しある。該事実は措字の上より見、且擬律に於て憲法第五十四条第一項前段を引用せる点より見れば包括一罪を認めたものと解すべく、然らば同法条の正文に従い其の最も重き刑を以て処断すべきである。蓋し数個の財産權は各自獨立せる別個の法益とし存在するを原則とせるが故なればなり。（明治四十五年八月六日大審院刑事二部の判決は此の趣旨で大阪控訴院の判決を破棄せり。）其の他同四十三年九月二十七日同第一部の判決は本件と類似の事件で、従来擬律上疑問なきに原判決は之を看過せるは違法である。若しそれ破棄自判の場合ならば舊来の例の如く上告審の自由裁量で、殊に被告人の症状を斟酌して刑の輕きを希う次第であります。

以上

昭和二六年(れ)第二二二八号

判　決

本籍並びに住居　石川県河北郡高松町字高松一七番地
絹織物製造販売業　丸山菊男　明治三八年一〇月一一日生

右の者に対する公文書偽造行使、詐欺未遂被告事件について、昭和二五年一二月四日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人鍛治利一同加久田清正の上告趣意第一点及び第三点について。

しかし、記録によれば、所論一覧表はいずれも所論聴取書の末尾に添付され聴取書との間にそれぞれ契印が施されていることが認められる。してみれば右一覧表は聴取書の一部としてこれと一体の関係にあるものと解すべきであるから原審公判調書中証拠調べをした書類として列記されている検事の聴取書中には、右一覧表も当然包含されているものと認めるのを相当とする。従つて論旨は理由がない。

同第二点について。

しかし、原判決において証拠説明として摘記された所論「九一通」とある部分は所論聴取書の記載に徴し「九通」の誤記

三月二八日判決　昭和二六年(れ)第二二二八号　一

三月二八日判決　昭和二六年(れ)第二二二八号　二

であること明白であるから論旨は理由がない。

同第四点について。

しかし、被告人の自白の外に相被告人の供述をその補強証拠とした場合には、憲法三八条三項に違反しないことは当裁判所の判例とするところである（昭和二二年(れ)第一八八号同二三年七月七日大法廷判決及び昭和二三年(れ)第一一二号同年七月一四日大法廷判決参照）。原判決によれば、原審は本件犯罪事実認定の証拠として、検察官の被告人及び原審分離前の相被告人吉野清弘第一審相被告人太田忠三郎に対する聴取書中の供述記載の外、被告人の原審公判廷における供述の一部と、偽造需要者割当証明書の存在を挙示しており、これら諸証拠を綜合すれば、原判示犯罪事実を肯認するに充分である。論旨は理由がない。

弁護人加久田清正の追加上告趣意について。

論旨は事実誤認及び量刑不当の主張であるから上告適法の理由とならない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条に従い全裁判官一致の意見を以て主文のとおり判決する。

検察官　平出禾関与

昭和二七年三月二八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(れ)第二二二八号

被告人　丸山菊男

弁護人鍛治利一、同加久田清正の上告趣意

第一点

原判決は其の理由に於て、

「被告人は絹織物販賣業を營み相当な生活をしていたものであるが、昭和二十三年七月頃から分離前の当審相被告人吉野清弘と相識り、同人から綿織物の買付斡旋を依頼されその盡力をしたものであるが、右吉野清弘と共謀の上

第一、同年八月末頃から同年九月中頃迄の間、京都市上京區木屋町二条下る大野屋旅館で原審判決末尾添附別表（右別表は当裁判所の認定と同一であるから茲に之を引用する）中3乃至11記載のとおり、行使の目的を以て擅に右吉野清弘において、かねて他より買受け所持していた需要者割当証明書用紙中九枚の各割当品割当数量、有效期間、割当主任官の官職氏名、主務官庁名の各欄にかねて購入していたゴム印を用いてそれぞれ別表各関係欄記載の文字を、又各割当主任官の官職氏名、主務官庁名の各欄にかねて購入した偽造印鑑を押捺し、更に被告人において右各用紙の割当を受けた者の氏名又は名稱、規格の各欄にペンを用いて別表3乃至11の各関係欄記載のとおり記入する等その他所要事項を記載して、右商工局作成名義の綿織物を島原被服加工有限会社に對し五千七十四平方碼、信和縫製有限会社長谷川正夫に對し四千八百六十三平方碼、深澤縫製工業有限会社に對し一万一千七十一平方碼、城北被服工業会社に對し一万六百五十九平方碼、巴縫製産業株式会社に對し二千九百九十五平方碼、千葉布帛製品株式会社に對し三千百七平方碼、堀田布帛製品株式会社に對し八千六百二十一平方碼、七菱被服興業株式会社に對し一万二千四百五十平方碼、高見被服加工工場に對し九千五百一平方碼をそれぞれ割当る旨の需要者割当証明書九通（証第三十五号乃至第三十八号、第四十二号乃至第四十六号）を偽造し」

たとの事実を認定し、その証拠として

「檢事の被告人に對する昭和二十三年十二月二十三日附聽取書（追公判請求記錄三十丁以下）中同人の供述として、お示しの領置にかかる需要者割当証明書九通は、私と吉野が偽造したものに相違ない。この証明書中㋒五―三―六―四㋭一二―六―八―二は昭和二十三年八月末頃、㋭一一六―六―四㋭一〇四二―三―一は同年九月上旬頃、㋒一二―二六―三㋒七―一〇―七―四㋭一二―四―六㋒三―四―一六―二㋒五―一二―三は同月中旬頃何れも吉野と共に大野屋旅館で偽造した云々。」と說示した。

しかし右檢事聽取書によれば、

「二、只今お示しの九通の需要者割当証明書は私と吉野が偽造したもので相違ありませぬ。此の時領置に係る需要者割当証明書を示す。

此の偽造公文書を作成しました年月日、場所及び之を使用した年月日、場所は私の記憶に基いて一覽表を作成したものでは提出致します。

此の時被告人公文書偽造行使一覽表を提出したるを以て本聽取書末尾に添附す。」（三〇丁）

という記載があるだけであつて、原審の判示する「この証明書中㋒五―三―六―四㋭一二―六―八―二は昭和二十三年八月末頃、㋭一一六―六―四㋭一〇四二―三―一は同年九月上旬頃、㋒一二―二―六―三㋒七―一〇―七―四㋭一二―四―六㋒三―四―一六―二㋒五―一二―三は同月中旬頃何れも吉野と共に大野屋旅館で偽造した。」という供述は記載されていない。

即ち右聽取書によれば上告人は「公文書偽造行使一覽表」と題する書面を引用して述べているのであつて、右檢事聽取書における供述記載は「公文書偽造行使一覽表」と併せてその内容を知り得るものである。而して原審も右檢事聽取書の

記載と公文書偽造行使一覽表の記載とを併せて右のような証拠説明をなしたものといわねばならない。

この様に檢事聽取書における供述記載が他の文書を引用したものであるときは、これを罪証に供するに付いては右檢事聽取書について証拠調をするのみならず、公文書偽造行使一覽表についても証拠調がなされなければならない（昭和二三年㋺第一一九六号昭和二四年四月三〇日最高裁判所第二小法廷判決、判決刑集三卷五号六七二頁、昭和十七年㋺第一二九八号同年十二月十一日大審院第四刑事部判決、大正十三年㋺第一九九六号同年十二月十二日第一刑事部決定、大刑集三卷八八一頁）。

然るに原審公判調書を閲するに、証拠調として

「押收の証拠品の全部を示し

一、各関係人並びに原審相被告人を含む被告人に對する司法警察官の被疑者訊問調書並びに聽取書

一、判事の各訊問調書

一、檢事の各関係人並びに原審相被告人を含む被告人に對する聽取書

一、各関係人提出の顚末書並びに始末書

一、原審公判調書

の各要旨を告げその都度意見弁解の有無を訊ね」た旨（一四〇丁）の記載があるに止まり、これによれば右檢事聽取書については証拠調をしているけれども、公文書偽造行使一覽表については証拠調がなされていない。

然らば原判決が上告人に對する昭和二十三年十二月二十三日附檢事聽取書について前示のような摘錄をなし、これを罪証に供したのは採証の法則に違背し破毀を免かれない。

第二点

原判決は事実理由第一において、上告人は吉野清弘と共謀の上、判示需要者割当証明書九通を偽造したものと判示し、証拠理由においては

「檢事の当審分離前の相被告人吉野清弘に對する昭和二十三年十二月二十三日附聽取書（追公判請求記錄二十五丁以下）中同人の供述として、自分は昭和二十三年六月金澤市中村屋で割当証明書二通を偽造し、更に同年八月末日より同年九月中旬頃迄に京都市大野屋旅館で丸山と一緒に割当証明書九一通を偽造した。これらの偽造については印鑑は全部私が押したもので印影以外のインクの文字や数字は、丸山と一緒に偽造した分は、全部丸山が記入した。」

と判示した。

しかし、(1)「丸山と一緒に割当証明書九一通を偽造した」という証拠説明によつては、上告人と共に何通の割当証明書を偽造したのか了解することができない。

(2)又「これ等の偽造については印鑑は全部私が押したもので印影以外のインクの文字や数字は、丸山と一緒に偽造した分は、全部丸山が記入した。」

とあるが、この記載は上告人と共に偽造したものと然らざるものとがあることを示すものであつて、上告人と共に偽造したのは全部ではなく一部分であることから、果して何通上告人と共に偽造したのであるかが明らかとされる必要がある。

然るに「上告人と一緒に偽造した分は」云々との記載ではそれが何通であるかを知ることが出来ない。而して上告人と一緒に偽造したのは「九一通」であるとの証拠説明では、判示の需要者割当証明書九通を上告人と吉野とが共謀して偽造したという事実を証拠によつて裏付けることが出来ないのである。

故に原判決は認定事実と証拠理由との間に齟齬があり、理由不備の裁判であつて破毀を免れない。

第三点

原判決は第一事実に對する証拠理由において、吉野清弘に對する昭和二十三年十二月二十三日附檢事聽取書中の供述記載として第二点引用の通り摘錄したが、同聽取書によれば

「二、前回調を受けました外に十四、五枚の需要者割当証明書の偽造をしている様に申して居りますので、其の内容に付ては何分時間が經つておりますので詳かなる事は覺え兼ねますが、只今お示しの十一通の割当証明書は私と丸山並びに私と太田實とが偽造した物に相違ありませぬ。

此の時領置に係る東京商工局発行名義に係る需要者割当証明書十一通を示す。

お示しの割当証明書の作成年月日、場所及び之を使用致しました年月日、場所を私の記憶に基きまして一覽表を作成致しましたので提出致します。

此の時被告人は公文書偽造一覽表を提出したるを以て本聽取書の末尾に添附する。

此の十一通の割当証明書を偽造するにつきまして印影は全部私が押したもので、印影以外のインクの文字や数字は太田實と偽造の方は太田が記入し、丸山と一緒に作成した分に付いては丸山が全部記入したものであります。」（二五丁以下）

とある。即ち右聽取書における吉野の供述は公文書偽造一覽表を引用してなされているのであつて、これと併せ見ることによつてその内容を知り得るものである。從つて右聽取書について証拠調をするのみならず公文書偽造行使一覽表についても証拠調がなされなければならない。

然るに右一覽表について証拠調がなされていないこと第一点に指摘した通りであつて、原判決が吉野に對する右檢事聽取書中の供述記載と採して前示のように摘錄し罪証に供したのは、採証の法則に違背し破毀を免れない。

第四点

原判決は第一、二事実の証拠として上告人の原審公廷における供述を擧げているが、上告人は原審において

「吉野清弘と共謀して需要者割当証明書を偽造する意思はありませんでした。」（一三二丁）

「答、私が左様な事をしたのは事実でありますがその割当証明書が偽造である事には気はつきませんでした。私はただ吉野から綿布の斡旋を頼まれたので、その割当証明書を書く事によつて吉野が綿布を買受けてくれるのだと思つていました。

問、何故吉野清弘が左様な官吏の作るべき割当証明書を持つていたのか。

答、吉野は通産省から割当証明書を作る權限を持たされているといつて、割当証明書には私が見た時には割当品種、割当数量、有效期間、割当主任官の官職氏名、主務官庁の各欄は既に記入されてあり、私はただ割当を受けた者の住所氏名又は名稱、規格等を吉野の依頼に応じて書入れたのであります。

問、主務官庁のゴム印等、吉野が割当証明書に押捺したのを見た事はないか。

答、全然見た事はありません。

先程お讀聞けのように吉野が割当用紙九枚に割当品種、割当数量、有效期間、割当主任官の官職氏名、主務官庁の名稱等の欄に記入したりゴム印を押捺した事を見ておりませんので、私は吉野が左様な事をしたとは考えずに、割当を受けた者の氏名や規格等を吉野は字が書けぬから書いてくれとの依頼に応じて記入したのであり、私は吉野に斯様な割当用紙に勝手に記入してもかまわないのかと問いただすと、吉野はそれは商工省からまかされていて割当された者の氏名等の帳簿も此処に持つていると出して見せますので、信用して記載したのであります。」（一三四丁以下）

と述べており、上告人が吉野清弘から記入してくれといつて示された需要者割当証明書は既に割当品種、割当数量、有効

期間、割当主任官の官職氏名、主務官庁の各欄は記入されてあり、それもみな印判によつて出来上つていたので正規のものであると思い、割当を受けた者の氏名や規格等を吉野は字が書けぬから書いてくれとの依頼に応じて記入した。而して吉野がそれにゴム印等を押捺したのを見たことなく、吉野が左様なことをしたとは思わなかつたというのである。

原審は、吉野清弘において、かねて他より買受け所持していた需要者割当証明用紙中九枚の各割当品、割当数量、有效期間、割当主任官の官職氏名、主務官庁の各欄にかねて購入していたゴム印を用いて所要の文字を押捺し、又各割当主任官の官職氏名、主務官庁の各欄にかねて購入した偽造印鑑を押捺し、上告人は右各用紙の割当を受けた者の住所氏名又は名稱、規格の各欄にペンを用いて記入したものであつて、これは上告人と吉野清弘との共謀による行為だとするのであるが、此の点の証拠として原判決の擧げているのは、第一事実については上告人及び吉野に對する檢事聽取書中の供述記載である。又第二事実については上告人及び吉野に對する檢事聽取書中の供述記載及び河野忠義作成顚末書の記載が擧げられているが、何れも本件需要者割当証明書の偽造自体について上告人が吉野と共謀の事実があつたかどうかを示すものではない。判示需要者割当証明書により大建産業株式会社大阪支店より綿織物を騙取しようとした点に関するものであり、右証明書の作成について上告人が吉野と共謀の事実があるかどうかとは別のことなのである。

故に原審は結局上告人及び吉野に對する檢事聽取書中の供述記載を証拠として、上告人が吉野と共謀して判示需要者割当証明書を偽造したとの事実を認定したことに歸する。

しかし憲法第三八条第三項によれば、何人も自己に不利益な唯一の証拠が、本人の自白である場合には有罪とされ、又刑罰を科せられないのであつて、所謂「本人の自白」とはその被告の自白のみでなく共犯者の自白をも含むものと解しなければならない。吉野は上告人と共犯関係にありとして共に起訴せられ共同被告人として審理されて来たものであつて、

原審では公判廷に出頭しなかつたため分離されたものである。

而して上告人は第一、二審公判を通じ吉野が偽造していることは知らなかつたと述べているのであるから、上告人に對する検事聽取書中の供述記載だけを証拠として有罪とすることは許されない。

又吉野の自白というものも検事聽取書におけるものであつて、公判廷においてしたものではない。吉野はこれだけを証拠として有罪とされないのであるから、上告人もこれを証拠として有罪とされないものとせねばならない。

本件においては吉野の自白のみならず上告人の自白もあるのだから兩者相俟つて完全な証拠力を有するとの論があるであろうが、これ等は何れも検事に對する供述であつて公判廷における供述ではないことに留意しなければならない。その裁判所の公判廷における自白でない供述は、それだけによつて有罪とすることを許されないのであるから、斯様な供述が數箇あつても、零をいくら併せても零であると同様、これを以て有罪とすることは許されないものとせねばならない。

元来共犯者として取調を受ける者は自分の罪を免れたり、刑を輕くして貰いたいために、共同でしたものでないのに拘らず共同による行為だと述べる傾きがあるものであり、取調に当る者に迎合して相手方に罪状を轉嫁しようとするものであつて、共犯者の供述を証拠として他の者の有罪を斷ずるのは実際に於て眞実の発見を妨げる危險が多いのである。

原審が上告人及び吉野に對する検事聽取書中の供述記載を証拠として、上告人が吉野と共謀のうえ判示需要者割当証明書を偽造したものと斷じたのは、憲法第三八条第三項に違反し破毀を免れない。

以上

昭和二六年(れ)第二二二八号

弁護人加久田清正上告趣意書追加

被告人　丸山菊男

第五点

本件に於て第二審は被告人を懲役二年に処し、これに実刑を科したるはその刑甚だしく重きに失するものと思料す。本件記錄に現われたる処を以てしても、その偽造行為は吉野清弘のなしたるものにして、被告人はこの偽造文書へ加筆を依頼されてこれをなしたるものにして法律上は格別、実質は従犯に類する行為であると思料される。

その得たる財物に於ても吉野は六百万円以上、被告人丸山は偽造文書へ加筆の禮金にあらずと考え取引の仲介の禮金の意味に於て六十余万円を、自ら請求することなく數回吉野より與えられたるを收受しているのであつて、若し偽造文書を認識して犯罪を共同してなすなれば、少くもその六百數十万円の半額を要求すべきが常識であると思料される。この点よりしても被告人丸山に偽造文書なることの認識なかりしことはこれを窺知ることが出来る。この点よりして原審が、これに對して共謀であることの認定は誤認の責を免れないものと思料される。

若し原審の認定の如くその共謀を正解なりとしても、財物的に被告人の六十余万円の收受と吉野の主犯者であり、且つその收受金額がその十倍の六百余万円として吉野はその量刑に於て四年の懲役、被告人丸山が二年の懲役はその衡平の觀念よりしてもその刑甚だしく重きに失するものである。

のみならず被告人丸山は判示に示す如く相当の立場にありたるもの、会社の社長として相当の財も有し、公文書を偽造までして僅かに六十万円位の金を得ねばならぬ程貧困ではなく、実業界に重きをなして居つたものであつたが本件発生により社長の地位を失いたるのみならず、斯界に於ては再び立つ能わざる大打撃を受け、その行為に對しては社会的に充分

懲戒されているのである。

これに對し再び犯すの虞もなく、自ら進んで実業界を退き謹慎して改悔の状の顕著なるものであり、刑法第二十五条を適用すべき状況にあるものに對し原審がこれに執行猶豫の恩典に浴せしめなかつたことは、その刑甚だしく重きに失するもので、舊刑事訴訟法第四百十二条に該当するものであると思料する。

刑法第二十五条は裁判所の自由裁量に属するものであるが、その自由裁量は自から限度のあるもので無制限にこの自由裁量を文字通り解すべきではないと思料される。その刑法第二十五条を適用すべき場合にこれを適用せなかつた場合は矢張りその刑重きに失するの謗を免れることは出来ぬと思料される。本件が幸いに舊法適用の事案なるが故にこの点も併せて御審理を賜わりたいのである。

以上

二

昭和二六年(れ)第二二二八号

判決

本籍　東京都荒川区日暮里町八丁目五六九番地

住居　松戸市角町一五五〇番地

タイプライター修繕業　吉野清弘　大正七年六月五日生

右の者に対する公文書偽造、行使、詐欺未遂被告事件について昭和二六年八月四日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人及び原審弁護人上村進から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人中野博義の上告趣意（後記）は、事実誤認及び量刑不当の主張で刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。（論旨第三点の原審相被告人丸山菊男の弁護人の上告論旨引用は別事件であるので許されないから、この点についての判断は示さない。）

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年三月二八日

三月二八日判決　昭和二六年(れ)第二二二八号

一

三月二八日判決　昭和二六年(れ)第二二二八号　二

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(れ)第二二二八号

弁護人中野博義の上告趣意

被告人吉野清弘

第一点

原判決は重大なる事実の誤認がある違法なる判決である。

原判決はその理由において、上告人の犯した罪となるべき事実及び証拠により右事実を認めた理由はすべて第一審判決に摘示するすところと同一であるから、ここにこれを引用する旨判示しておるが、原判決が括用した第一審判示事実(理由)第三は、

被告人吉野、丸山は共謀の上、同年十一月十九日前記大野屋旅館において、行使の目的を以て擅に右用紙七枚に前記第二同様の方法を用いて別表12乃至18記載の通り所要事項を押捺又は記載し、商工省繊維局作成名義の綿織物を外山縫製有限会社に對し二百十六反、百八十五反、二百五十二反、二百九十三反、加藤縫製工場に對し百二十四反、百四十七反、百七十三反を割当てる旨の需要者割当証明書七通(証第三十四号)を偽造した上、被告人三名は共謀の上、同日大阪市東區本町二丁目三十六番地大建産業株式会社大阪支店に於て、同社々員河野忠義に對し右証明書七通が眞正に成立したものの ように裝つて一括して交付行使し綿織物千三百九十反を騙取しようとしたが、河野等に右証明書が偽造であることが発見せられたためその目的を遂げなかつた。

ものである。

然るに右は次の事由により重大なる事実の誤認がある。即ち、

原判決第三の中、上告人及び相被告丸山菊男の兩名において判示の如き需要者割当証明書七通を偽造した事実は正当で

一

あるが、被告人三名が共謀の上、大建産業株式会社大阪支店において、同社々員河野忠義に對し右証明書七通が眞正に成立したものの如く裝い一括して交付行使し綿織物千三百九十反を騙取しようとしたが、河野等に右証明書が偽造であることを発見せられたため、その目的を遂げなかつたものである。という詐欺未遂の認定をなしたるは重大なる事実の誤認である。

本件詐欺未遂は相被告人太田忠三郎の單獨行為であつて、上告人並びに相被告人丸山は右詐欺事件には何等関與するものに非ずして、唯右兩名は、兩名において偽造したる前記偽造の証明書七通を眞正なる証明書である如く裝つて太田忠三郎を欺き、同人より証明書代金を詐取したるに過ぎぬものである。即ち本件は俗にいう偽造切符の賣渡しであつた。」

右事実を証明すべき重大なる事実は、原審において取調べたる証拠の中

㈠ 太田忠三郎に對する昭和二十三年十一月二十五日司法警察員の聽取書（記錄一二七丁以下）

三、ソレカラ二日位シテ片岡ガ私方ニ来マシテ、需要者割当切符ガアルガ綿布ヲ持ツテイルトコロヲ知ラナイカトイウノデ、日東紡産業ナラ知ツテイルカラ聞イテミマショウカトイウト、是非聞イテミテクレトイイマスノデ、私ハ本年五月頃京都市左京區銀閣寺馬場町ノブローカー内山晧ヨリ特別調達庁発行ノ発注書デ綿布ノ買付ケヲ頼ンデ、大阪市ノ今里市電終点ヲ北ヘ二丁位行ツタ加藤トイウ家デ知ツタ住所不詳ノブローカー石原某当三十年位ノ紹介デ、日東紡産業株式会社大阪支店ノ綿布課長ノ宮澤サンニ逢ツテカラ知ツテ居リマシタノデ、九月二十三日午後一時頃日東紡産業大阪支店ニ行キ宮澤課長ニ逢イ、片岡ヨリノ話ヲシマシタ処、天笠二号ナラアルカラ切符ガアルナラ持ツテ来ナサイトイウノデ、宜シク頼ンデオキマシテ家ニ歸リマシタラ、片岡ガ居リマシタノデ日東紡産業ノオ話ヲシマシタ処、明日需要者割当切符ヲ持ツテ来ルカラ一緒ニ行ツテクレトイイマスノデ、ソノ翌日瀧の家旅館ニ片岡ヲ尋ネテ行キ、午前九時頃同人ト一緒ニ新京阪デ来阪シテ日東紡産業ニ行キマシタガ、宮澤サンガ居ラナカツタノデ、一旦外ニ

出テ一時間位シテカラ尋ネマシタガ不在デシタガ、ソノ時堤トイウ人ガ何用デスカト尋ネテクレマシタノデ、私ハ宮澤サンニ昨日話シテアリマスガ切符ヲ持ツテ来タラ天笠二号ヲ出シテヤロウトイツテ居リマシタノデ伺イマシタトイイマスト、堤ハソウデスカソレデハ持参ノ切符見セテクダサイトイウノデ、片岡ガ持ツテ居リマシタ受配者、東京都中央區日本橋室町五一二信和縫製有限会社㊞一二—六—八—一一、割当数量㊞四八六三平方碼、乳兒用製品割当ノ東京商工局発行ノ需要者割当切符一枚ヲ出シテ堤サンニ渡シタ処、同人ハコレハ反数ニスルト約百四十五反ニシカナリマセヌナ、私ノ方ニハコレト同一ノ物ガ三百反位アルノデスガトイツテ居リマシタノデ、片岡ハマダ切符ガアルカラ明日持ツテ来マスカラ一緒ニヤツテ貰エナイデスカト頼ムト、堤サンハソレデハ明日ソノ方ノ切符モ持ツテ来テ下サイ、アルダケ一緒ニヤリマショウトイイマシタノデ、片岡ハ切符ヲ受取ツテ一緒ニ京都ニ歸リマシタガ四条大宮デ明日ノ打合セヲシテ別レマシタ。

四、ソレデ私ハ翌日午前八時頃瀧の家ニ行キ、片岡ヲ連レテ木屋町ノ大野屋旅館ニ行キ私ハ階下応接室デ待ツテオリマシタ。片岡ハ奥ノ方ニ行キマシテ二十分位シテ東京ノ人トイウ面識ノナカツタ

丸山菊男、沖田勇事吉野清弘

ト一緒ニ連レテ応接室ニ来マシタ。其処デ私ト片岡ニ紹介サレテ丸山、吉野ヲ知ツタノデアリマス。

ソノ時丸山ガ私ニ、アナタガ日東紡ヲ知ツテイルノデスネトイイマスノデ、ソウデスト申シマスト、丸山ハ委任状ガイルカモワカラナイカラトイツテ沖田勇名義ノ綿布買付ノ委任状ヲクレマシタ。ソノ時沖田ハ切符ノ責任ハ私ガ一切持チマストイツテ居リマシタ。ソレデ私ハソノ委任状ヲ持ツテ片岡ト一緒ニ大野屋旅館ヲ出テ四条大宮ヨリ新京阪デ来阪シ、午前十一時頃日東紡産業株式会社大阪支店ニ行キ堤サンニ会イ、其処デ片岡ハ前日持参シテ行ツタ需要者割当切符ト内容ハ記憶シテオリマセヌガ㊞ノ割当数量ガ確ニ

五〇七四平方碼

東京商工局発行ノ需要者割当切符一枚ヲ出シテ堤サンニ渡シマシタ処、綿布課長ニ見セテ居リマシタガ課長ハ紡績係ノ人ニ見セテ相談シテ居リマシタガ、コノ切符ナラ宜シイトイツテ居リマシタ。ソレカラ間モナク一階事務室ノ堤サンノ机ノ上デ切符二枚分二九八反九九三七平方碼ノ需要者割当切符預リ証、契約書代金請求書ヲ堤サンカラ片岡ガ受取リマシタ。コノ時堤サンハ拂込ヲ何時シテクレマスカトイイマシタノデ、片岡ハ明後日月曜日ニシマストイツテ日東紡ヲ出テ、道々私ニ、月曜日ニ金ノ拂込ミヲセナケレバナラナイガ何処カ金ヲ貸ストコロガナイカトイウノデ、私ハ金トイツタトコロデトイウト、片岡ハ、コノ契約出来タ品物ハ余剰品デアルカラ賣ツテモヨイノデアル。トニカク金ガ出来レバヨイトイウノデ、私ハ、賣ルトイツテモ現品ガナイノデアルカラ今賣ルトイウコトハ無理デアルカラ金ヲ借リル方ガヨイデハナイカトイウト、ソレデモヨイトイウノデ、私ハソノ場合金利ヲドノ位出スカトイウト、安イ方ガヨイトイツテ居リマシタガ、ココデソノヨウナコトヲイツテイテモ仕方ガナイカラ京都ニ歸ロウトイツテ新京阪デ京都ニ歸リ、私ガ約一年半前ヨリ知ツテ居リマス

中京區新町通錦上ル

綿スフ代行店　松　永　洋　行

ニ行キ、店デ主人ノ

林　　柄　　松

ニ逢イ片岡ヲ紹介シ、ソノ場デ二人デ日東紡産業トノ取引ノ話ヲシテ金融ヲ頼ミマシタガ拒絶サレタノデ、其処デ片岡ハ金融シテ貰ウコトガ出来ナケレバコノ品物ヲ全部買ツテ貰エナイデスカト頼ミマスノデ、私ハ正規ノ手續ニ依ツテ得タ需要者割当切符デ買付ケタ物デアレバ、受配者ニオイテ申請シタ品物ヲ生産シテ納メナケレバナラナイノニ、

賣ルトイウノデ、私ハ若シカシタラコレハ何カ工作ノシテアル怪シイ切符デアルト思イマシタガ、私ハ折角日東紡産業ニ話ヲツケテ出シテ貰ツタモノデアリ、コレニ依ツテ何分ノ手数料ヲ貰ウコトニナツテ居リマスノデ、片岡ト共ニ種々折衝シテ㊈碼三三円ノモノヲ、非常ニ悪イコトトハ思イマシタガ碼百五十円デ需要者割当切符又ハ衣料切符ト引替エズシテ賣買契約ヲナシ、其処デ日東紡産業ヨリ貰ツテ来タ書類一切ヲ林柄松ニ渡シ、手付金トシテ現金デ十万円カ十五万円ヲ片岡ガ受取リ、月曜日ニ一緒ニ日東紡ニ行ツテ貰イマスガ日東紡ニ拂込ミノ金ヲ用意シテオイテクダサイト打合セヲシテオキ、同店ヲ出テ私ハ片岡ト別レテ家ニ歸リマシタ。

五、九月二十七日月曜日午前九時頃私ハ瀧の家旅館ニ片岡ヲ尋ネ一緒ニ松永洋行ニ行キ、林柄松ト共ニ新京阪電車デ来阪シテ日東紡産業大阪支店ニ行キ、契約シタ堤サンノトコロニ行キ同人ニ、天笠二号、二九八反、九九三七平方碼ノ代金三十九万何千円カヲ林柄松ヨリ支拂ツテ貰イマシテ、品物ハ中京區新町通錦上ル松永洋行ニ送ツテ貰ウヨウニシテ日東紡ヲ出テ三人ガ一緒ニ松永洋行マデ歸リマシタ。其処デ片岡ハ林柄松ヨリ何程カノ現金ヲ受取ツテ、松永洋行ヨリ自動車ヲ呼ンデ貰ツテ片岡ト私ガ乗リ木屋町ノ大野屋旅館ニ行キマシタガ、私ハ車内デ待ツテ居リマシタ処片岡ハ十分位シテ来マシタ。ソレカラ市電デ三条河原町停留所ノ処デ下車シテ少シ南ニ行ツタ西側ノ大キナ名前ハ忘レマシタガ喫茶店ニ入リコーヒーヲ飲ミマシタ。其処デ片岡ヨリ、後カラマダ出スガ一応コレダケ取ツテオイテクレトイツテ現金三万円也（百円札三百枚）ヲクレマシタノデ、貰ツテオキマシタ。

（以下省略）

(二)

太田忠三郎に對する同月二十七日司法警察員の聽取書（記錄一四〇丁以下）

一、今回ハ私ガ吉野清弘、丸山菊雄等ヨリ預ツテイタ需要者割当切符七枚ヲ持ツテ大建産業株式会社大阪支店ニ天笠二号Aヲ買付ケニ行ツタ事情ニツキ申上ゲマス。

二、本年十月七日頃デアツタト思イマシタガ私ハ借金十五万円位アリマシテ、ソノ利息ニ追ワレテドウニモヤツテ行ケマセンノデ、何トカシテ一儲ケセナケレバナラナイト思イマシテ、私ハ前回ニ申上ゲテ居リマスヨウニ吉野清弘、丸山菊雄カラ出タ怪シイ需要者割当切符デ私ガ日東紡産業ヨリ買付ケテヤツタ綿布モ、前回申上ゲテ居リマス片岡ガ私ト共ニ京都市中京區新町通リ錦上ル松永洋行ニ行キソノ綿布ヲ横流シテ百四十万円近イ利益ヲ得テ、吉野、丸山ヨリ相当ノ口錢ヲ取ツテイルヨウニ思イマシタノデ、私モ吉野、丸山ヨリ直接前回同様ノ需要者割当切符ヲ出シテ貰ツテ何処カデ買付ケヲナシ、ソレヲ何処カニ賣込メバ相当ノ口錢ガ貰エルカラ、ソウスレバ借金位ハ樂ニ濟マセルト思イマシテ、京都市上京區木屋町ノ大野屋旅館ニ吉野、丸山ヲ尋ネテ行キ、綿布ノ出ル処ヲ探スカラアナタ達ノ持ツテイル需要者割当切符デ買付ケヲサシテ貰エナイデスカト頼ミマシタ処、現場ヲ探シテ来ナサイソレニアテハマル切符ガアレバ頼ミマスカラトイイマスノデ、私ハ翌日ブローカーデ知合イノ内山晧ヲ尋ネテ話ヲシマシタラ、大阪デ聞イテミマショウ現物ガアレバ連絡ヲスルトイウノデ頼ンデオキマシタ処、二日位シテ同人ヨリ金巾四A三、四百反ト天笠六百反位アルトイツテ来マシタノデ、ソノ翌日私ハ大野屋旅館ニ行キソノ由ヲ丸山、吉野ニ話シマシタ処、同人等ハ金巾四Aノ切符ナラアルガ数量ガ何程アルカワカラナイカラシテ、纏メテオクカラ十三日朝来テクレト申シマスノデ、私ハ大野屋ヲ出テスグ内山ニ連絡ヲシテオキ、十三日朝私ガ一人大野屋旅館ニ行キマシテ丸山ヨリ金巾四Aノ受配者名ハ忘レマシタガ発行擔当官高尾周吉、東京商工局発行ノ需要者割当切符三枚、数量三枚デ三万平方碼位デアツタト思イマスモノヲ貰イ、四条大宮ニ行キ内山ト一緒ニナリ、新京阪デ来阪シテ東區平野町二丁目ノ鐘伸産業（綿スフ代行店）ニ行キマシタガ、内山ハ私ニ表デ待ツテイテクレトイイマスノデ私ハ丸山ヨリ貰ツテ来タ前記ノ切符三枚ヲ内山ニ渡シテ待ツテ居リマシタ処、三十分シテ内山ガ出テ来テ、受付テクレタノデ切符ヲ預ケテ仮契約ヲシテ来タトイツテ仮契約書ヲクレマシタ。ソレデ私ハ内山ト別レテソノ日ノ夜大野屋旅館ニ行キ丸山、吉野ニ鐘伸産業トノ仮契約

ノコトヲ話シ仮契約書ヲ見セテ歸リマシタ。

三、コレモ十月七、八日デアツタト思イマスガ、約二年位前ヨリ顔見知リノ京都市中京區三条寺町東入ル北旭貿易ニイル中村某ヲ尋ネテ行ツタ時、同人ヨリ日東紡産業京都出張所ノ小林サンガ十日位前ニ、需要者割当切符ガアレバ天笠五千反持ツテイルトコロガアリ切符サエ持ツテ行ケバ出シテヤロウトイツテイタトイウノデ、私ハ東京ノ人デ切符ヲ持ツテ綿布ノ買付ケニ来テイル人ガアルカラ一度聞イテミマストイツテ別レ、ソノ日ニ大野屋旅館ニ行キ丸山、吉野ニソノ旨ヲ話シマスト、丸山ハ天笠二号ナラ二万平方位ノ切符ガアルトイイマスノデ、私ハ現在マダ持ツテイルカ聞イテ来マストイツテ別レ、スグ中村ノイル北旭貿易ニ行キ同人ニ会イソノ話ヲシマシタ。スルト中村ハ小林サンニ連絡シテオクカラスグ小林サンノ処ニ行キナサイトイツテクレマシタノデ、日東紡産業京都出張所ニ行キ小林サンニアイマシタトコロ同人ハ、中村サンノ方ヨリ電話ガアリ委細承ツテ居リマストイツテ居リマシタノデ、私ハ御世話願イマスト頼ミマスト、同人ハ、コノ話ハ愛知縣ノ對島の織屋ノ森川トイウ人ガイツテ居ツタノデアルカラ二、三日シタラ森川サンニ会ウコトニナツテイルカラ話ヲシテ連絡シテアゲマストイウノデ、頼ンデオイテ歸ツテ来マシタ。

（四乃至十二中略参照）

㈢ 太田忠三郎に對する同月二十七日司法警察員の聽取書（記錄一六二丁以下）

一、今回ハ日東紡産業ヨリ綿布天笠二九八反ヲ買付ケテソレヲ京都ノ松永洋行ニ賣却シテ居リマスガ、ソノ際辻清三ガ関係シテ居リマシタガ、辻ノコトハ前回申上ゲテ居リマスノデソノコトニツキ申上ゲマス。

二、本年九月二十四日私ト前回申上ゲテ居リマス片岡ト大阪ニ行キ、日東紡産業ノ堤サンニ会イ、片岡ガ持ツテ居リマシタ吉野、丸山ヨリ出タ需要者割当切符デ天笠二号ヲ出シテ貰ウ約束ヲシテ歸ル途中、片岡ハ私ニ日東紡産業ト契約ガ出来ルト品代金ノ拂込ヲ止メナケレバナラナイカラ何処カ一時金ヲ貸シテクレル所ガナイカトイイマスノデ、一応

歸ツテカラ友人ニ相談シテミヨウトイツテ一先ズ京都ヘ歸リ、私ハ同業者デ兼テカラ知リ合イノ辻清三ニ連絡ヲツケ片岡ノ泊ツテイル瀧の家旅館ニ来テ貰ツテ辻ヲ片岡ニ紹介致シマシタ。

其処デ片岡ハ辻清三ニ、今日大阪ノ日東紡産業ニ行キ需要者割当切符デ天笠二号ヲ買付ケ約束シタコトヲ話シタ上デ、コノ物ニ對スル拂込ニ要スル金ノ金融方ノ話ヲシテ居リマシタガ、都合ニ依ツテハ賣ツテモヨイトイツテ居リマシタ。

辻ハ金ノコトハ引受ケルガ確実ニ日東紡産業ト契約ガ出来ルカ否カヲ自分ガ確メナイト引受ケラレナイトイイマシタノデ、片岡ハ明日日東紡産業ニ契約ニ行クノデアルカラ同道シマショウト、明朝新京阪四条大宮驛デ待合ス約束ヲ致シマシタ。

三、ソレデ九月二十五日午前九時頃、私ト片岡ハ新京阪四条大宮驛デ辻清三ト待合セ、電車デ来阪シテ日東紡産業ニ行キ、片岡ガ昨日持ツテ行キマシタ需要者割当切符一枚ト、モウ一枚ノ同切符ヲ出シテ堤サンニ渡シ、切符預リ証、天笠二号二九八反、九九三七平方碼ノ契約書、清算書（何レモ片岡名宛ノモノ）ヲ片岡ガ受取リ、九月二十七日月曜日代金支拂ノ約束ヲシテ堤サント別レテ私等三人ハ京都ニ歸リ、ソノ日ニ辻清三ノ案内デ京都市中京區新町通錦上ル綿スフ代理店松永洋行ニ行キ、辻ヨリ同洋行ノ主人林柄松ニ委細話ヲシテ貰ツテ金融方ヲ頼ンダ処斷レマシタノデ、ソレデハコノ品物全部ヲ買ツテ貰エナイデスカト頼ンダ処、林ハ、賣ルノナラ相談ニ乗ルトイツテ値段、取引方法ニツキ種々折衝シテ、ソノ場デ結局碼一五〇円デ賣買ノ話ガ決リ、片岡ガ林ヨリ手付金トシテ十万カ十五万ヲ受取リ、林ト二十七日日東紡産業ニ代金拂込ミテ行ク約束ヲシテ三人ハ歸リマシタ。

四、九月二十七日午前九時頃私ハ片岡ト共ニ林柄松方ニ行キマシタ処、辻ガ来テ待ツテ居リマシタノデ、林ハ私等三人ガ連レテ新京阪デ来阪シテ日東紡産業ニ行キ堤サンニ会イ、片岡ヨリ林ガ持ツテ行ツテクレタ天笠二号一九八反ノ代

金三十九万円余リヲ支拂ツテ領收書ト物件預リ証ヲ貰イ、京都市中京區新町通リ錦上ル松永洋行ニソノ品物ヲ送ツテ貰ウヨウニシテ歸リマシタ上デ、片岡ハ林ヨリ何程カノ金ヲ受取ツテ居リマシタ。ソレカラ三人ガ自動車デ大野屋ニ行キ、暫クシテ三条河原町ノ市電ノトコロノ喫茶店ニ行キ其処デ私ハ片岡ヨリ手数料トシテ三万円貰イマシタ。ソノ時ニ辻モ確三万円位貰ツテ居ツタヨウニ思イマス。ソレカラ後辻ハ片岡ヨリ何程カ現金ヲ貰ツタヨウニ聞イテ居リマスガ如何程カハ知リマセヌ。

以上により本件詐欺未遂は相被告太田忠三郎が單獨になしたものであり、上告人及び相被告丸山は單に割当証明書七通を偽造してこれを相被告人太田忠三郎に賣却したに過ぎざるものである。

唯上告人は第一審公判に於て公判請求書に對する陳述することなきやのお尋ねに對し、事実相違なく別に陳述することなき旨述べているが、右は本件証明書七通の偽造事実について認めたものであつて、本件詐欺未遂事件については誤述したものであることは明らかである。

以上により明らかに原判決は重大なる事実の誤認がある違法なる判決であると信ずる。

第二点

原判決は刑の量定が著しく不当である。

本件において原審は被告人を懲役四年に処したのであるが、右は次の理由があるから刑の量定が著しく不当であると思料する。

一、相被告人等との衡平を失している。

本件について上告人が主犯であることは明らかであるが、然し相被告人丸山菊男も亦本件偽造については上告人と同等の立場にあつて偽造の一役を果しており、従つて兩者の間に何等その責任において區別する点はない。ただ上告人は

相被告丸山よりは本件偽造に用する用紙並びに印判類を入手していたというだけが重いのであるが、然しこれのみにおいて二年も刑が重いとは両者間に刑の均衡が著しく不当であると思料する。

尤も調書において本件等によつて上告人は五百万円も入手しているし、相被告人は六十万円位しか入手していないようになつているが右は眞実に反するものであり、本件により上告人が入手した金額の中から偽造に必要な諸雜費や相被告人に對する分前の六十万円等を差引けば現実には上告人の手元には一錢も殘らなかつたのが実情であるから、この点も御考慮を賜わりたい。

二、上告人は病弱であつて、かかる長期の刑には堪え切れない。

本件公判調書にも亦同添付の記録の上にも明らかなように、上告人は昭和十九年十一月東部第六部隊に徴召されても心臓弁膜症のため即日歸休になり爾来前記病症によつて現在に立至つた次第であつて、原審においても公判廷に出頭できなかつた次第であつて、かかる上告人は本件四年の長期科刑に堪え得られない事情にある。

三、上告人には改悛の情が顯著である。

上告人は日連宗信者であつて、本件以来特に身を慎み謹慎生活を續けている点についても量刑に酌量賜わりたい。

四、本件犯行の動機においても、上告人が百万円余の詐欺にかかつたのにその端を発している点も御斟酌賜わりたい。

五、上告人には前科がなかつた。

その他家庭の事情等斟酌賜われば、上告人に對し懲役四年を科したのは量刑著しく不当であると思料する。

第三点

相被告人丸山菊男の弁護人提出に係る上告趣意書記載の第一、二、三点については上告人においても同一であるから茲にこれを援用する。

以上

昭和二六年(あ)第一四〇四号

決定

本籍と住居　長崎県下県郡鶏知町大字顕知甲三一八番地

農業　俵政太

明治三一年一一月四日生

右の者に対する有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、傷害被告事件について昭和二六年一月三〇日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人大山菊治の上告趣意（後記）は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（論旨第二点は憲法違反を主張するけれども、その実質は刑訴四一一条の事由を主張するに帰する）また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。

なお、被告人の歎願書上申書と題する書面は法定の上告趣意書提出期間経過後に差出されたものであるから、之に対しては判断をしない。

三月二八日決定　昭和二六年(あ)第一四〇四号

三月二八日決定　昭和二六年㋐第一四〇四号

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年三月二八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年㋐第一四〇四号

弁護人犬山菊治の上告趣意

被告人俵政太

第一点

原判決は破毀しなければ著しく正義に反するものと認め得る判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認がある。

原判決認定の有印私文書偽造、その行使、公正証書原本不実記載の事実については、第一審判決迄の一件記録及び控訴審提出の被告人の上申書（記録三一三丁以下参照）等によつて明らかなように、仮にその手續をするについて事前に俵伊那の承諾を得て居らなかつたとしても同人と被告人とは正式の結婚式を擧げた夫婦であり、被告人は伊那の承諾を得るものと信じて入夫婚姻迄の一切の手續をしたものであり、伊那もその供述の通りとしても昭和二十二年五月頃にはその事実を知つて居りながら（記録四十八丁以下参照）昭和二十三年六月頃迄は夫婦生活を繼續して居つたものであるから（記録二二二丁参照）その手續をした事については伊那はこれを承認し、又は少くとも默認して居つたものと認められるのである。蓋し右事実を知り乍ら一年以上も夫婦生活を經續したことは特種の事情ない限りこれを承認したものと解するのが相当であるからである。

果してそうだとすれば被告人は右手續に関する限り犯意はなかつたものと認めるのが相当である。伊那は寄合世帯の話であつたのだから入籍はしない趣旨であつた旨供述し、これに相応する大浦幸太郎その他の証言もあるが、正式に紋附羽織、袴で三三九度の杯を取交して結婚式を擧げながら、下宿人のような寄合世帯であるということは嚴肅な婚姻を輕視し愚弄するものであつて、一般社会通念に照し首肯できないことであるからこれがため右理由を否定することはできないものと思う。従つて結局原判決は右の点について判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があり、刑事訴訟法第四百十一条

第二号に該当し破毀すべきものである。

二

以上

昭和二六年(あ)第一四〇四号

弁護人大山菊治の追加上告趣意

被告人俵　政太

第二点

原判決は憲法第三十一条に違反する。憲法第三十一条によると法律の定める手續によらなければ、刑罰を科せられないとあり、刑事訴訟法第三百三十五条によると有罪の言渡をするには罪となるべき事実を示さなければならないとなつて居り、控訴審の審判については右規定が準用せられているのである。然るに原判決は第一審判決を破棄して有罪の判決を言渡したのにかかわらず、罪となるべき事実を示して居らないから、結局法律の定める手續によらないで刑罰を科したことになり、憲法第三十一条に違反しているのである。

以上

一

昭和二六年(あ)第一九六一号

決　　定

本　　籍　愛知県葉栗郡木曾川町大字黒田字西町北六番地ノ二
住　　居　名古屋市西区白菊町五丁目六番地
婦人新聞記者　谷　川　弘　也　大正六年一月三〇日生

右の者に対する恐喝未遂被告事件について昭和二六年四月一三日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　　由

被告人及び弁護人山名寿三の上告趣意（後記）は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（弁護人の上告趣意は憲法違反を主張するけれどもその実質は刑訴法違背を主張するに帰する）また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

三月二八日決定　　昭和二六年(あ)第一九六一号　　一

三月二八日決定　昭和二六年(あ)第一九六一号

昭和二七年三月二八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

二

昭和二六年(あ)第一九六一号

被告人谷川弘也

詐欺事件の顚末。

昭和二十四年三月、職は得られず衣食にも窮するの実情に至りましたので、家財、動産を資金に還價、防火看板及び鐵道に着意、可成り事業も盛大に伸張致しましたたが經驗未熟と要員掌握に不覺をとり、受註はあつても入金あるを默秘し居る様なこともあり、斯様な事情を気付かない私は、入金のないものは後廻しの納入方針に鋭意資金獲得に努めて居りましたが燒石に水で、要員に先貸や入金分の資金繰りに難澁の結果、一応要員の解散を計り（実際は食い逃げされた形であります）穴埋めのため名鐵電車の沿線に貼付する鐵道廣告を一人で整理、新しく受註したものに對しては納入期間を二週間位いに延ばしてもらい、鐵道の方も事情を話し權利金を集金後という特別の内諾の上進めましたが、集金した金は私の知らない防火看板の当時の穴埋めに注ぎ込みましたがなおも次から次からと督促が来まして刑事問題となり、起死回生の意圖も、ところ天式に瓦解、それに生活費は入用であり、食い込みの一途に遂に失脚致しました。

その他、この事件について、第二の詐欺事実として次の事実があります。

詐欺事件第二の事実。

関係人物

水谷年次（三十五歳）父の子飼いの鐵道員で、私の小学校先輩現在名鐵電車東枇杷島驛長

古川雅俊（四十五歳）当時はブローカー、現在は洋服仕立業ということになつています。

私が水谷氏より古川氏を紹介された動機は、私が事業不振でその挽回に忙しかつた昭和二十四年十月頃だつたと思います

一

が、ある日のこと水谷氏の勤務の日に東枇杷島の驛長室に入つて行くと、時々見受ける古川氏がそのとき来り、グリンピースとか蓮根とかいつて話をして居りましたので、默つて聞いて居りますと、水谷氏が私に『弘ちやん、貴男の叔父さんは谷村で農業会長をして居られるが牛蒡は手に入らないものだろうか。』と相談かけられたので、私は他の人と異い父の代から親しい人でもあり、人から頼まれて斷ることの余り出来ない性質なのですが、といつて妻秀子の養父に当る人に、私は現在をブローカー的に見られるのが心外でもありましたから、叔父のところよりも、母校瀧実業学校が農業科と商業科とありますから、学校へ行つて訊ねてみましたが、時期が早いか遲いかどちらかで出来ない話に終りました。それから後水谷、古川の兩者の間で蓮根の話が出来て、相場の良い東京へ送つたという話を聞きましたが、水谷氏は古川氏から、東京相場がひどく下つたので元金が切れても持つで歸る運賃も損になるから賣つてしまつたといゝ、水谷の立替えた四万五千円とかを未だに拂つてくれないので困つたといつて居りました。以来古川氏は水谷氏のところへ一度も立寄らないと怒つて居りました。そんな話を聞いて暫くしてから、古川氏が私の家へ来て、キャラメルが安く大量に入手出来、支拂も一ヶ月位なら猶豫してくれるので、なんとか何処かへ話をしてほしいが、水谷氏には秘しておいてもらいたい。尤も承知かも知れませんが、水谷氏に不義理がしてあるので、なんとかしなければならないが、これでも首尾よくゆけば返済も出来ると思うといつて居りました。私は古川氏も大部家庭經濟に行詰つて居る様子も知らないでもないので、古川氏も水谷氏も共々助かるという結果になるのだつたら、悪いことではないと思いましたので承知しました。私は愛知縣海部郡美和村木田の農業会に学友の誰かが居ることを思い出しましたので、その方にでも話をしてみるといゝました。ところが二、三日してから、先方に話も十分出来ず、話の確約の出来ないのに古川氏が私宅に来て、実は明日榮生驛にキャラメル石油箱に十一箱（一箱に二百個入りのもの）持つて来ることになつたから、宜敷くたのむという傳言をして行つたと家族から聞き、私は驚きました。翌朝私は東枇杷島へ行き、水谷氏に古川という人物について訊ねますと、先日蓮根の話をしたが又どこかで適当なことをいつて歩いて

居るかといゝ、余り感心出来ない男で、東京へ送つた蓮根でも名古屋の相場より安いという事はないと、当日の相場を調べて、相場に詳しい仲買人からも、儲からないという筈はないと聞いたとブツブツして居りましたが、私はもう二時間もすると、榮生驛に古川氏がキャラメルを持つて来る事など一言もいゝませんでした。私は榮生驛（サコウ）で一時間半程待つて居ると、古川氏がキャラメルメーカーの小僧さん二人と品物を持つて来ました。古川氏はその小僧さんに歸つてくれと、しきりに話をしましたが、手傳うといつて中々歸りそうにありませんでしたが、私は事情をその時感知しました。それは恐らく不完全な話で品物を引き出して来たか、信用がないのではないかという事です。

しばらくして、とに角小僧さんは歸りましたので、私は古川氏に、余り品物が早く来てしまつたけれど困つたといゝますと、とに角木田の驛まで送つたらどうかといゝますので、私は私の顔で、私の荷物として西枇杷島の驛へ降ろす様運んだがよいと思い、偶然にも木田驛を通る電車が来ましたから、荷物を積み西枇杷島驛で降ろしました。（余り知らない木田の驛で話のつく迄預つておくより、近くて安全な西枇杷島驛の方が良いと思い西枇杷島で降ろしました。）私は早速なんとか処置を講じなければならないと思い、水谷氏の許に行つて一部始終を話し、水谷氏の古川氏より取り立てる分を、その賣上げからもらえばよいから盡力してくれと頼みますと、余りに数量の多いのと暇のないのに迷いましたが、約二十日間で小賣店や、なけ鐵道乘務區の乘務員等に賣つて金に替えました。

水谷氏が古川氏から貰い受ける分は、私が古川氏に話をしました。その間約三万円程古川氏に未集金の分がありましたので、古川氏に諒解を得ておきましたところ、賣上げ金の中から、果然金額をキャラメルメーカーに支拂つておかなかつた古川氏の無責任のために、古川氏はキャラメル屋から督促され、その尻を私の方まで持つて来てしまいました。私は致し方ないので、古川氏に支拂う二万八千五百円を、キャラメル屋さんに支拂う約束書と引換えに、私宛の請求書をもらいました。元を正せば古川氏が悪いので、私の方から苦労して賣つた代金を、どうしてキャラメル屋に支拂つておかなかつたかという

ことであるものゝ、私の方では、古川氏が先方へ支拂うかどうか、子供でもない古川氏に余計なことをいう必要もないので念も押しませんでした。古川氏が品物を持つて来たときの納品状は谷川商店であり、古川氏は化学食料品K・K・の納入氏名になつて居りましたから、キャラメル屋と私は別に関係がなく、私は未入金のものを古川氏に拂えばよい譯ですが、私は徳義上、古川氏も承知しましたので約束書を書いて渡しました。そして解決の途中看板の事件が起つて、家宅捜索の際この書類が出て来たので追求され、稲澤署で全部供述しました。起訴状には、私が木田の農業会に（事実無根のことを）賣つてやる如くに、古川氏を騙り品物を詐取した様になつて居りますが、情ないことです。

看板の件も、既に被害者と弁濟の話し合いもついて居るもの迄供述しましたため、上申書を全部取られ、事件々数を多くしてしまい心証を悪くしました。

看板関係について稲澤署堀江署長さんが、実際にどの位の実績を殘して居るかと、防火、鐵道看板共に調べられたところ、それでま履行してある分の方が、履行してない分よりも多いんだナといわれたのを、うれしく、今でも憶えて居りますが、鐵道側から参考人として当時の宣傳課主任瀧本氏が、稲澤署でも一宮支部でも、谷川という男を知らないし、そんな話も知らないといゝました。そんな馬鹿なことはありませんが、多分自分に都合が悪くなるからそんな水臭いことをいつたのでしよう。私は支部の岡本檢事さんに、鐵道廣告でも架空のものではなく、ちやんと話をしての上のことだから、瀧本氏がその様なことをいつて居るのなら對決で話をさせて頂きたいといゝますと、笑つて居られただけでした。瀧本氏は、私の父の生前、相当弱点を握られ不愉快なことがあつたのと、丁度その頃同氏は榮轉したばかりでもあつたので、無理からぬことゝ思つて居ります。

私はときどき名鐵本社へ行きますが、私を見るとソソクサと何れかへ席を外して出て行く始末で、気の毒に思います。

恐喝事件の顚末。

詐欺事件公判前後、母つね子は丹羽郡大口村の実弟丹羽肇逸方に叔母の病気見舞旁々手傳いに行きましたが、傳染病であつたため感染、約二ヶ月寢付いてしまい歸名出来ませんでした為に、私は妻をして二女ひさ子当時四歳を伴い看病に行く様にしました。

私は長男和也（九歳）、長女多津子（十一歳）の守をしたり、学校へ出したり、洗濯をしたりしました。そんな状態では就職の口も探すことが出来ず、日雇人夫に出ることも出来ず本当に泣きたい位でした。剩え詐欺事件に對する判決が如何様になるかと不安と焦躁、矛盾と慚愧で思想的混迷の状態にあり、その内に詐欺に對する判決言渡を七月十一日受けましたが、家のことや病人のことで控訴するなどということは思いもつかないことでありました。八月上旬母も全快、妻秀子も二女も歸宅しましたので、就職の事に奔走して居るある日、大口村の従兄弟で豊成（新制高校在学）が、私宅にいろいろ不自由をかけたこと、妻秀子に世話をかけたこと、母に迷惑をかけたことを詫び且つ謝禮を兼ねて、お盆のうどんを持つて来ました。丁度時間は午前十時頃だつたと思います。私は家に居りましたので、どこかへ行こうかといゝますと、豊成は、実は僕は運が良いから父が「寶くじ」を買つて来る様にいゝつけられたから、此処の歸りに買つて歸るつもりだといゝ、なお明後十三日から岩倉の友達が海水浴に行かないかと誘つて居るので、その打合せに岩倉へも寄るつもりだといゝましたから、私も岩倉の先生に一度逢つて、いろいろ意見や、これからのことについて相談を煩わしたいと思つて居るところでもあつたので、それではこれから名古屋へ行き、（私の現住するところは名古屋の北端で、この附近では街の中央に出ることを名古屋へ行くという風習があります。これは比較的新しく郡部から市内に併合されたからでもあります。）私も岩倉迄赴くことに話が決つて、家を出て映畫を見たり食事をしたりして、名古屋を五時十五分だつたかの犬山行の急行で岩倉へ向いました。西春という驛で一度停車しますが、その西春の驛に米の買出人らしい澤山の人が上りのホームにも居りましたし、私達の電車からも降りました。それらの姿を見かけたからでしよう、私達に隣り合せた乗客の一人が、主食取締りの矛盾や、

日本中にどれだけ米があつて実際に不足しているのかどうかという、むつかしい事や、政府の方針の不備等知らず知らずの間に四、五人の談話になり、買出人ばかり罰せられ、賣出した方は此の附近で一向に咎められた話を聞かない。馬鹿なことだが、尤もあゝして買出して街に持つて行く人もあるので、終戦後心配された餓死の問題も左程ではなかつたという譯か。それにしても、地元で取り上げた米は一体どうなるだろう。それは配給所が立会つて㊞で可然やるだろう。行き先は鮮明ではないが、併もこの邊のサツは性(タチ)が悪い。当り前さ、一宮、岩倉は『一宮がらす』といつて拔目がなく、汚い人種だヨ、とか云々の話をして居りましたが、それを聞いて居るうちに岩倉へ着きました（丹羽豊成は証人として此の件は法廷で証言しました）。徳重という停留所にも、大山寺というところにも澤山の買出人が居ました。私は豊成と共に岩倉驛を出てすぐ右側にある巡査部長派出所を見た。私はこゝでも買出人が運が悪いと理由はとも角、血の出る様な金で入手した米を麥を、片手落ちな取扱いを受け取上げられたのだろうと思い、なんともいえない暗い氣持になりました。豊成と私はそこから約百米ばかり東に行つた町長さん宅附近で別れましたが、私の身上について相談にお邪魔するのに手ぶらではと考え、ポケットの金を見ると三十円よりなく、それに時間はサムマータイムの時間では五時半は未だ陽は高く、先生である町長さんは歸宅でないと思い躊躇して居ると、岩倉から南の方角にあたる大山寺の方へ、私達と同じ電車で来たと思われる二人連れの買出人らしい女の人が私の前を通つて行きました。私は別にその人達に関心を持つた譯ではありませんが、私も二十年位前に父が岩倉で驛長兼運轉監督をして居る当時、二年程居住したこともあり、生母の郷里、兄の墓のある土地でもありなつかしく、ぶらぶ〳〵歩いて居るうち街のはずれに出ました。二人連れの女の人達はその頃見当らず、どこかに入つて行つたのでしよう。私は岩倉へ戻るのも億劫に思いましたので、そこからは近い大山寺を選び、町長を訪問するのを取止め、一応名古屋に歸る事にしました。

なんとなくその当時、私は廃頽的な気分に犯され、刺戟を求め昔の追憶を辿るが如き心境にありましたので、西春驛で驛

長をして居る加藤という人に、久し振りに逢い昔の話でもしようと考えてみましたので、大山寺の驛の方へ向い歩いて居りますと、被害者伊藤さん宅の前を三十五、六歳の籐の籠を持つた女の人がウロウロして居るのを見ましたが、フイにその家の中に消えて行きました。私は買出人だナと思いながら、その家の前を通るとき、此の家が闇米を出すところだナと感じました。その家は伊藤さんの家で精米、精麥を業として居る家でありました。私はそこから二十米ばかり行くと小さい十字路があり、そこから左へ七、八十米行つたところが大山寺の停留所ですから、驛に行き西春迄の切符を買うとき、今日は買出しの人は多いかと訊ねますと、驛員は、もう少し暗くなるか朝早いと澤山来るといゝました。私は上りの電車に乗らなければならないので上りホームに行くと、四十五歳位の女の人が黒い風呂敷包を持つてソワソワして居ました。私は気の毒に思つたので、默つて居るより話かけて世間話でもして、警察のものでないことを知らせ安心させた方がよいと考えたので、何かよいものが買えましたかと聞いてみましたところ、いゝえ親戚で豆を少し分けてもらつて来たと答えました。そして麥もあるといゝました。その時伊藤宅に入つて行つた籠を持つた女が私達の居るところへやつて来ましたが、今迄私と話をしていた女が、どれだけあつた？と尋ねると、籠を持つた女は、目で強く制して「何がです？」と、とぼけて居ました。それで年の行つた女は、この人は良い人だから心配しなくてもよいといゝました。どうしてこんなことをいつたかといゝますと、私は榮生驛や名古屋驛で今朝も主食の取締りがあつたことや、こゝから東の方へ十二、三丁行くと名古屋へ行くバスがあり、それを利用した方が安全ではないかといつたことや、その女が、そんなことをしたら一升で十円や十五円の利益では上つたりで、定期券のある電車の方が往復でバスの片道運賃の1/4だといつて居りました。私はいずれにしても大変なことですネ気をつけて歸つて下さい、とそんな話をして居たので、その女の人は私を警察の者だとは全く思つて居らない様でした。後から来た連れの女に、私のことを、この人は警察の人ではないから心配しなくてもよいとはいえなかつたので「いゝ人だから」という表現をしたのでしよう。後日（その翌日）この女の人達の誰かが、岩倉署に呼ばれ、私が警察の者であるが、と

いつたか、いわなかつたかと相当誘導されたそうですが、そんなことはいわなかつたといつたそうです。その後桑生の邊りでよくこの女の人達を見うけます。

後から若い方の女の人は「頼むから見逃して下さい」といゝましたが、私はそんな心配や頼みを受けるのには関係のないものだから、心配しなくてもよいですヨといゝました。

二人の女は、伊藤宅から貰つて来た米や麥のことで、目方の事や代金のことでしようボソボソと話をして、ひどいひどいといつて居りました。私は精米屋の伊藤さんのことかと聞いてみますと、伊藤さんを知つて居るかという問い返しでしたので、私はおばさんが出て来るときは知らないが入つて行くときは知つていると答えました。そのうちに電車が来ましたのでその女の人達は乘りました。私はその伊藤という精米屋のことが、腹を立たせたのでトツチめて、評判の悪い岩倉署がどうするか上申してやろうと思つて居たので、女の人達には友達が来るので後の電車にするからといゝ乘りませんでした。しばらくして私は伊藤宅に行きました。そして、今買出しの人が貴家から出て行きました『あの米や麥はどういうものですか』と訊ねました。すると、『そんなものは知らないし、米や麥を出したこともない。俺のところはそんな余分なものはないから間違えて居るのだろう。』、私は籠を持つた女の入つて行つたところを見たこと、驛で話をしたこと、目方や代金のこと（量とか價格は現在記憶にありません）も話してみますと、『まアこんなところでは話も出来ないから』といゝ、築山の植木の木蔭で二人はしやがみました。伊藤さんのいうには、精米、精麥の委託加工をしたにすぎず、闇米であろうと盗んで来た米であろうとワシの知つたことではない、ワシのところはちやんと傳票に記入して、はつきりやつて居る、先日もこういう様な話があつて西春日井地區署から家宅捜索に来たが、お前の様な商賣をして居るところにしては珍らしいとほめられ、証明書をもらつたといゝますので、私は、どんな証明書か見せてもらえないか、私は聞いたこともないし見たこともないからといつてやりますと、精米、精麥の記憶にすぎない紙きれをポケットから出して見せました。私はなんというズ太い男だ

ろう、又馬鹿にした事であると怒れて来ました。伊藤さんは私に、お前さんは一体どこの人だと尋ねるので、名古屋です。名古屋のどこですか、中區です。どうしてワシのところばかりにそんなことをいつて来るのです。それはこうしたことで不合理を感じているので警察へ言つてやろうと思つたからだが、闇米であろうと盗品の米であろうと知らないという手はないでしよう。といつてやると、貴君は警察の人ではないのですか、私は違いますヨ。今井という人が尋ねて来てくれといつたので聞きに来たのです。と答えました。（被害者は警察で私が中署の今井という刑事である如くに上申しました。）私は前に前科もあり、官名を詐稱したり、つまらない不用意なことをいつてはいけないと思いましたので注意を怠りませんでした。伊藤さんは、それは今井ではなく岡井でしようといゝました。岡井という人なら、貴君のいうことに間違いないから、その米の出たところを教えるからワシのところのことは何分よろしくたのむといゝました。私は話の様子が変つて来て判らなくなりました（事実籠を持つた女は岡井という姓であることが警察で取調べを受けて居るとき、私に部長さんが見えない様秘した聽取書に記載されているのを見ました）。伊藤さんは、その米の出たところはこゝから西へ半里位のところの鍛治一色の井上タケ一というところから何時も出して来るものだが、どういうものか知らない。

そのうち伊藤さんの奥さんが出て来て、そんなところで話をして居ては話も出来ないから、家の中へ入つてもらつたらどうかと主人にいゝました。私は斷りましたが、二人して尻を押す様にして家の中に入り土間の上り椽のところに腰をかけました。奥さんは根性の悪そうな、相当口やかましい人でした。私は伊藤さん宅の前に、森上春一という名古屋鐵道（名鐵電車）に勤めて居り昔父の世話になつた人があるのを、この家に入る前に気付きましたので、なんとかして早くこの家を拔け出して警察に申出てやろうと思いましたが、世間話につられたり、なんとかたのむよといつて、永くなつてしまいました。奥さんが西瓜を三切ばかり持つて来られたが、始めは頂きませんでしたが主人が鹽をつけて私の手に渡しましたので、一切は御馳走になりました。

世間話の内に、丹羽郡柏森に花井とかいう朝鮮の人で、毛織工場をしている人がありますが、世間の風評では盗品の綿糸を買つたり、闇綿布を賣つたりして度々丹羽署に上げられるが、何時も寄附とかなんとか名目をつけ宜敷くやつて居るという話を、最初伊藤さんの方からもち出し、私はその当座は当惑しましたが、相手の腹も判つて来ましたので、口を合わせて居る内、実は私もつい先の布袋町小折に親戚もあり、余計な骨折りや心配をして迷惑を受けるのは困るといゝますと、なんとか今井さんの方を話してほしいといゝ、私の左のズボンのポケットに無理矢理に新生（タバコ）三個と若干の金が入つていた様ですが、ねぢ込みました。私は馬鹿なことをしてはいけないといつて、すぐ突返しました。奥さんの様子が変でありましたので、これは警察へ連絡するのでないかと思いましたが、逃げたりしてはいけないと思いそこに居りますと、しばらくして三人の警察の人が来ました。

貴様は警察のものだというが、バッチを見せたそうだが出せと。私は生れてはじめて、警察の人はこんな口のきゝ方をするのかとびつくりしました。勿論私はそんなものを持つて居る道理がありません。警察へ行きました途端に、署長さんが、金はいくら持つて居るか、私は三十円ですと答えました。フン三十円では恐喝に行つたんではないといえないぞ。

私は、言つてはいけないと思いましたが、澤山金を持つて居れば恐喝に行つたんではないという事が立証されるのですかと尋ねました。ヨシ恐喝でなければ貴様のような奴は住居侵入で食つてやる、オイ放り込んで置け。なんという扱い方でしよう。私は私の言ゝ分を一応聞いてもらいたいので弁解の余裕を求めましたが、裁判所でいゝたいことはいえと一蹴されました。それから間もなく、被害者が警察に来て部長さんや署長さんと話をしながら聽取書を作つて居られる様でしたが、ときどき、馬鹿だとか、これでいゝだろうとか笑い聲が聞こえて来る度に血の逆流する思いでした。夜中の十二時頃だつたと思いますが、調べ室で供述書を取られましたが、私は先方のいわれることが全然違うので、出鱈目をいつて居りました。中署の人かどうかは知らないが、二人連れの人にたのまれたとか、知らない人に行つて来てくれといわれたので使いをしただけだとか、これも私の本当の気持を述べても頭から取り上げてくれなかつたからです。今から考えると、却つて私の不利を助成した結果になりました。否認のまゝ一宮支部に送られました。検事さんは前回の詐欺事件のとき求刑された方です。部長さんが、本人は否認して居るらしいといわれたので、検事さんは、何故本当のことをいわないのだ、部長さんに世話をかけてはいけないではないか、どうだ本当のことをいうかネといわれました。私は本当のことをいつても本当にして頂けません、事実を曲げて申上げることが本当のことですかといゝたくなりましたが、これはいゝませんでしだ。部長さんは、どうだ本当のことをいつたら、そしたら検事さんは丹羽署の署長さんだつたら知らない人ではないので頼んでやるといつて、翌日勾置所の方へ再び供述書を取りに来られました。私は部長さんのいわれるとおりに、もう手数をかけるのも気の毒でもあり、私自身も、どうでもよいとも思い、剰え同房の者達も、君の場合は事件が前と違うから絶對否認してはいけないといゝましたので、その気になつてしまいました。七月二十一日検事さんの呼出しがありました。

妻秀子が来て居り、家の事情をいろいろ話したそうですが、とにかく奥さんも心配して来られたから歸して上げる。もうこれからこんなことをしてはいけないヨ、君は先月で二年の五年という特別の恩典に浴したばかりではないかといわれ、本当に申譯ないと思いました。検事さんはしばらくなにか書いて居られましだが、君は金を取りに行つたんではないが只トッチめるつもりであつたのかといわれたので、そうですと答えました。次で、君は金は取らないといつて居るが若し相手が出したらどの位出すと思うかネ、と問われたので、私は、勿論取りませんが千円位でしようか、と、どういう気持ちでいつたか知りませんが、うつかり家に歸してもらえるという樂觀がいわしめたのでしよう。

本件について私の不本意とするところ。

一、被害者宅において私が中署の今井という者であるといつたとあるが、被害者が感違いしたか捏造したことであります。

二、警察バッヂの件、根拠のないことであります。

三、被害者に金品を強要した如くにありますが、被害者は法廷に於ても、金を出せとはいわなかつたと証言しました。

四、柏森の花井工場云々の件

検察官の方で如何に解釋されたか判りませんが、私が金の力で闇事件を解決したのか、解決してやつたといつたのかと被害者に尋ねられましたが、被害者は証人として問われる意味が判らなかつたので默して居ました。すると裁判長は、被告人が解決したとも解釋出来るが、解決したそうなとも解釋することが出来る譯だネといわれる、そうですと答えましたが私にとつて大変心外なことであります。

五、岩倉町署で取調の際

お前がいくら否認しても相手は町の區長をして居り、有力者であるから、たとえ法廷で爭つてもお前の負けだ。親戚に判事さんがあり、しつかりして居るぞ、といわれました。

私はその後出所してから調べてみましたが、米を出した井上宅親族で名地檢公安課に勤務して居られる井上ケン一とかいう方の様です。

六、愛知縣西春日井郡西春村銀治一色井上竹一宅には何等咎がないこと。

七、名高裁で訊問なく、三分足らずで審理の終つたこと。

八、事件取調べ当初から一方的であつたこと。

九、私が被害者に對して、他に二人居るから名古屋蒲燒町で一杯飲み話をしてやるから百五十円出せといつたとありますが、名古屋一流の場所で百五十円で、たとえ一人にしても何を得られるでしょう。田舍者の百姓親父が、口から出まかせの供述にすぎません。又恐喝に行く位の人間が要求する金額でしようか。

家庭の事情。

さきに申上げました通り現在斯様な状況にありますので、気分的にも落付いて勤め口があつても勤めることが出来ず、戰友や、かつての上司に頼んではおりますが私の身上が落付かない限り、先方も心から相談に乘つてくれ様譯もなく、私の方からも話を進めにくいので、家庭内職を母と共に致し、妻は保險会社へ勤めに出て居ります。私は收入の少ない家庭は暗く円滿を欠くことを痛切に感じましたので、友人のバチンコ屋に手傳いに行つては釘を直したり（景品の出る様にしたり出ない様にしたりする手先の仕事）器械を修理したりして多少經濟面を補う様努めて居りますが、学業途上の子供や、未就学の二女に對しても余り良い環境を與えないと心労して居りますが、現在では何如とも致し方がありません。

私は妻秀子と結婚するとき、自分達はお互いに家庭や父母兄弟に惠まれて来なかつたから、せめて子供達だけには十分與えてやる様にしようと約束して来ましたが、私の不德のため取り返しのつかない事態になり、身を切られるよりもつらい毎日を送つております。妻の母は大正十五年四月八日東海道線山崎驛（京都の西）附近で厭世鐵道自殺しましたので、私の居なくなつたときどうするかと余計な事迄内心案じて居ります。又母は私の実母が昭和十九年四月二十九日丹羽郡岩倉町の郷里で縊死をしたのを知つているので、近頃私が仕事の都合で歸宅時間が遲くなると心配して寢もやらず心配して居ります。

私の附近に父を四年の刑で離されて居る子供があり、私の子供と同じ年頃で不便に思いながら見て居りますが、だんだんいじけて行くのが目に見えます。私は、私の犯した罪は決して許して下さいとは申しません。体刑の儀だけは子供の將来のため家族の不便に免じて、体刑以外の御処斷は如何様にも終生償い續け、再び斯かる問題や事件を起しませんから、何卒特別の御詮議の上御裁決下さる様お願い致します。

以上申上げましたことは良心に誓つて僞りはありません。

以上

昭和二六年(あ)第一九六一号

被告人谷川弘也

弁護人山名寿三ノ上告趣意

日本国憲法第三十七条第二項ハ「刑事被告人ハ、スベテ証人ニ対シテ審問スル機会ヲ充分ニ与ヘラル」旨ヲ規定スルモ、被告人ハ控訴審ニ於テ、法廷ニ立ツコト僅カ三分間ニシテ退廷セシメラレ居リ、日本国憲法ノ保障スル被告人ノ権利ノ保障充分ナラズ、刑事訴訟法第四百五条第一号ニ依リ上告ノ理由ト為シ得ベキモノニシテ、此ノ点ノミヲ以テシテモ、原判決ハ破棄スベキ充分ノ理由アリ。仍テ、刑事訴訟法第四百七条ニ依リ上告趣意書ヲ提出ス。

以上

昭和二六年(あ)第二〇〇四号

決　　定

本　　籍　鹿児島県川辺郡知覧町南別府二二〇六四番地
住　　居　同県同郡同町瀬世　塗木政夫方
冷凍菓子製造業
仁田尾　寅太郎
大正一五年一〇月一六日生

右の者に対する関税法違反被告事件について昭和二六年五月一六日福岡高等裁判所宮崎支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

理　　由

被告人の上告趣意（後記）は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（論旨第二点は憲法違反を主張するがその実質は刑訴四一一条の事由を主張するに帰する）また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年三月二八日

最高裁判所第二小法廷

三月二八日決定　　昭和二六年(あ)第二〇〇四号　　一

三月二八日決定　昭和二六年(あ)第二〇〇四号

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(あ)第二〇〇四号

被告人　仁田尾寅太郎

被告人の上告趣意

第一点　原判決は刑事訴訟法第四百条により第一審判決を破棄し、更に判決をなしたのであるが、この場合における有罪の言渡をなすに、その判決に如何なる理由を示すべきかに付特別の規定がないのであるから、同法第四百四条により同法第三百三十五条の規定が準用され、罪となるべき事実、証拠の標目及び法律の適用を示さねばならぬのである。然るに原判決は法令の適用を示すのみであつて、罪となるべき事実及び証拠の標目を示してない。尤も、原判決は「原判決が証拠によつて認めた事実を法律に照すに」云々と判示し、第一審判決に於て認定されたる事実を罪となるべき事実と認めたようであるが、控訴審の判決に第一審判決の判示事実を引用することを許されたる規定がないのであるから、斯かる判示は罪となるべき事実を示する足らないものというべく、又之を認めたる証拠の標目は全然欠如しているのである。即ち原判決は法令の解釋に関する重要な事項に付誤れる判斷をなしているのであるから、此の点に於て破棄されねばならぬ。

第二点　被告人はその二回の航海は総て失敗に歸し、大島名瀬港に陸揚げせし杉板類は池畑重美に持ち逃げされ、新造間もなき優秀船海神丸を始め内地に持ちかえりたる黒糖その他の貨物も亦全部没收され、加うるに多額の追徵金を課せらるゝに至り、經濟的に殆んど破滅に近き打撃を蒙ることとなつたのである。被告人は数十日の拘留と幾度かの公判に於て深く反省し、一切の事実を告白し再び過を繰返さぬことを堅く期して居るのであり、又未だ曾て刑事上の処分を受けたこともなきものである。之に對してこそ刑の執行猶豫をなすべき情状備われりというべきである。既に原審に於て本件海神丸の船長として被告人と行動を共にし、むしろ本件の主犯と目すべき中村愼も刑の執行猶豫の言渡がなされて居るにも拘らず、獨り被告人に對してのみ実刑を科するは裁判の公平を失し、基本的人權を蹂躙せる誤れる裁判であり、わが憲法の正

条に違反するものというべきである。

以上の理由により原判決を破棄し、更に相当の判決を仰ぎたく本件上告に及びたる次第であります。

以上

二

昭和二六年(あ)第三三七五号

決定

本籍　宮城県伊具郡北郷村字薬師堂二八番地
住居　同県同郡同村君萱字高土堤一番地
農業　平間孝三　明治四二年一一月一二日生

右の者に対する強盗致傷被告事件について昭和二六年五月二一日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人林昌司の上告趣意（後記）は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない（論旨第一点は判例違反を主張するが、その実質は刑訴四一一条の事由を主張するに帰する）。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年三月二八日

最高裁判所第二小法廷

三月二八日決定　昭和二六年(あ)第三三七五号　一

三月二八日決定　昭和二六年(あ)第三三七五号

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

二

昭和二六年(あ)第三三七五号

被告人　平間孝三

弁護人林庄司の上告趣意

一、原判決は、判例に反する判斷をしている。

強盗罪における暴行、脅迫は何れも犯人に財物強取の意思の下被害者の意思を抑壓する程度のものでなければならないことは従来の学説判例の一致した見解である。

このことは準強盗の場合における暴行又は脅迫も同一に解すべく、被害者の意思を抑壓する程度のものでなければならないし且つ犯人の右行為によつて相手方が因つて意思を抑壓されたことを要件とする。

本件の如く結果から見て形の上では暴行々為があつた如く思惟せらるるけれども、一件記錄上明らかな如く、被告人が窃取行為を発見せられて逃げる際轉倒したところを看守唉間善吉に強たか毆打されたのでその毆打を、さけるため不用意の間右手を擧げたところ偶々窃取行為に使用した鎌を所持していたためその鎌が唉間に觸れたのであつて、被告人に於て唉間の逮捕を免るるための暴行ではなく、被告人に暴行の意思はなかつたのである。

従つて斯様な意思なき行為をとつて以て暴行々為と認定することは従来の判例に反する判決といわざるを得ない。

本件は窃盗罪と過失傷害罪を以て処斷すべき条件であるに拘らず、準強盗罪を以て問擬したのは不当である。

二、原判決は判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認がある。

被告人の所為は前叙の如く、追いかけ来りし唉間善吉に、轉倒したところを強打され相当の傷害を受けたため、右唉間の毆打行為を避ける所為として振り上げた手に鎌があつたため、不運にも唉間を傷つける結果を招来したものであり、暴行の意思がなかつたのである。この眞相は一件記錄の全般を通し認定し得るに拘らず、單に形式的証拠によつて、この事

一

実を斷ずるに準強盜罪と認定したのは事案の眞相を究明せざる形式論的処斷であつて、事実の誤認といわざるを得ない。

三、原判決は刑の量定甚だしく不当である。

被告人の所為は前段申述べた通りの暴行の意思に基かざるものでありとすれば、準強盜を以て斷罪すべきではない。窃盜の相被告人等は何れも刑の執行猶豫になつている。前科なき被告人も亦暴行、脅迫の意思なき行為であつたのだから、窃盜罪と過失傷害罪として刑の執行猶豫の恩典を與え、改過遷善の機会を與えて然るべきものと信ずる。

被告人の家庭の事情からしても、被告人が服役することによつてその家族はその日より絶望と飢餓に陷り、一家はたちどころに破滅する状況にある。

再犯の虞なき衷心悔悟の情ある被告人に對し右万般の事情斟酌の上、是非原判決破棄の上刑の執行猶豫の御裁判を乞うものである。

以上

昭和二六年(あ)第三七五五号

決定

本籍　徳島県那賀郡椿泊町大字椿泊字東一四五番地の三

住居　福岡市築石町六番地

無職　坂本多吉　明治二九年一〇月二八日生

右昭和二四年政令三〇六号違反被告事件について昭和二六年九月五日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人村田利雄の上告趣意（後記）は、憲法違反を主張するけれどもその実質は刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても本件につき同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年三月二八日

最高裁判所第二小法廷

三月二八日決定　昭和二六年(あ)第三七五五号

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(あ)第三七五五号

被告人　坂本多吉

弁護人村田利雄の上告趣意

第一点　原審判決は採証の法則を誤り、第一審裁判所の判決を認容した違法がある。而して、この違法は結局憲法第三十一条に違反したことに歸着するのであるから破棄を免れないと思料する。

即ち、原判決は『原判決（第一審判決）擧示の証拠を綜合すれば原判示の如き越境漁撈の事実を認定できないことはなく、記錄を檢討するも原判決が該事実認定の資料とした証拠は所論の如く必ずしも不確実且つ不信用のものともみえず、採証法則に違背しておるとも考えられないので、論旨は採用することができない。』と判示して、第一審判決を認容しているのである。然し、第一審判決が事実認定の証拠として擧示しているものは盡く推測範圍を出でない。

即ち、被告人が漁撈長として乘船していた第一金比羅丸（主船）も第三金比羅丸（従船）も共に自己の位置を正確に測定する諸機械を設備せず、又乘組員も天測の技術等修得していないのであるから、本件事実の証拠として掲げられている檢察官、檢察事務官作成の澤野長五郎に對する第一、二回供述調書によれば、十五哩位越えただろうとの推測を述べているし、裁判官、檢察事務官作成の坂本登美雄に對する証人訊問調書、第一回供述調書は三十哩位越えたであろうとの推測を述べているのであつて、その推測も單純な勘によつているので何等正確な根拠はない。而も、本件第一金比羅丸を捕えた監視船第三黒潮丸も亦第一金比羅丸を捕獲した位置に於て水深、底質、天測等による位置測定はしていない。而して、本件証人蓮尾眞澄並びに坂本登美雄の証言に明白なように、証拠として採用された第一金比羅丸の航跡圖は歸港後、水産庁において取調を受けた際、坂本登美雄等が記憶と誘導とによつて記入作成したことは明瞭である。仍つて、第一審においては之が証拠として提出されることについては同意をしていないのである。更に又第一審にて証拠とされている第一

、第三金比羅丸の各航海日誌には適確な記載がないから、越境の事実認定はできないのである。従つて、本件において一応事実認定の証拠となし得るものは監視船第三黒潮丸の航海日誌、天測帳、航跡圖であると思われるのであるが、之亦第一金比羅丸発見並びに捕獲に至る経路において、その位置に関する限り盡く推測の範圍を出でないことは本件証人蓮見眞澄の証言によつて明白である。即ち、第三黒潮丸は第一金比羅丸発見より約四時間全速にて之を追跡して漸く之を捕えているのであるが、この発見又は捕獲に際していずれも水深、底質、天測をなしていないのみならず、單にバーレン島確認からの針路、航程、天測を考慮に入れて推定をしているに過ぎない旨陳べているのである。

斯く見て来ると、越境三十哩といい、十五哩というも、いずれも推測の範圍を出でないのであるし、精密な機械による測定においてすら当時の潮流、風速、天候、波浪等により誤差は十五哩乃至二十哩出るのが公知の事実である以上、單純な推測を捉えて三十哩と認定するためには、その推測が正確であるとの証拠がなければならないのは当然である。而して第一審判決擧示の証拠を綜合するも三十哩越境したとの事実認定が正確なりとはなし難いので、原判決判示の如く、不確実不信用のものとも見えゝ、採証法則に違背しているとも考えられないとの結論は出て来ない。従つて、原判決は漫然、採証法則違背の事実を看過した違法があるといわねばならない。

第二点　原判決は刑の量定が著しく不当である第一審判決を認容した違法があり、破棄を免れないと思料する。

本件被告人は第一審において懲役四月の実刑を課されているのであるが、原判決は右課刑に對する量刑不当の控訴趣意に對し『本件事犯の主觀的、客觀的一切の情状特に本犯罪の国際的性質、わが国の現国際社会における位置、環境等を考慮するとき、原判決科刑は相当であつて量刑不当とはいえない。』と判示しているのである。

然し、被告人に對する刑の量定に際し、わが国の現国際社会における位置、環境等を考慮に容れることは相当でないといわねばならぬと思料する。本件犯罪の国際的性質を一応考慮に容れても、そのことは直ちに被告人に執行猶豫の言渡を

なすべき情状あるに拘らず之を言渡さないでよいとの根拠とはならない。本件被告人の如く幼少の頃より漁師として育ち、正直一途な無学な老人であり、執行猶豫の言渡しをなすべき主觀的、客觀的情状あるにも拘らず実刑を科すことは、具体的正義又は公平に反するものであつて、結局過重な刑を科したことになり、憲法が保障する基本的人權の尊重又憲法の平等の理念に反するといわねばならぬと思料するのである。なんとなれば、わが国の現国際社会における位置、環境は被告人の意思に基き作出されたものではないし、この苦難の道に陷つた国民の一人として、營々と食糧増産に努めていた善良無智の老漁夫に過ぎない。殊に講和条約の批准も漸次濟みつつあり、近く発効を目前に控える今日に於て、いわば法定犯に屬する本件被告人に對し、わが国の国際社会における位置、環境の重壓から執行猶豫の言渡すべき情状に目を覆うことは政治的考慮に偏し、具体的正義、公平を無視するの結果となり、却つてポツダム宣言受諾により改正され殊更に基本的人權の尊重、平等の理念を強調する憲法の精神、理念に反するものといわねばならぬと思料するのである。

以上

昭和二七年(み)第六号

決　定

東京都千代田区内幸町二丁目三番地　幸ビル内
被告人我妻勇弁護人
申立人　山崎今朝彌

被告人我妻勇に対する収賄被告事件（当庁昭和二六年(れ)第二九一号）について、昭和二七年二月八日当裁判所の宣告した判決に対し、申立人から判決訂正の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件申立を棄却する。

理　由

本件訂正申立の理由は、末尾添附の書面記載のとおりであるが、右申立は理由がないものと認め、刑訴施行法三条の二、刑訴法四一七条一項に従い、裁判官全員一致の意見により、主文のとおり決定する。

昭和二七年三月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

三月二九日決定　昭和二七年(み)第六号

一

昭和二七年(あ)第六号

弁護人山崎今朝彌の判決内容訂正申立

被告人　我　妻　勇

一、この申立は刑訴四一五条の判決内容に誤りがあることを理由とするものであるが先づ上告趣意の第一点についてカンタンにのべ余は延長期間内に詳しく全部に亘つて詳細にのべる。

二、判決理由は「被告人の弁護人河鰭義三郎、山崎今朝彌の上告趣意（後記）は、刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。」という半紙五行半が一字一句ももらさない全文である。

三、右上告趣意第一点を要約すると『原審第二回乃至第五回公判調書には刑事訴訟規則第四十四条に従つて「公開して公判を開廷した」とあるが第一審公判調書全部及第二審第一回公判調書には「公判を開廷した」とあるのみである、しかも原判決は被告人有罪の証拠に右公開したことの記載ない調書並に其調書中の証拠供述を採用しているから第一に憲法第三七条第八二条に違反したものである第二に無効の証拠を採用した違法あるものである。

「公判を開廷した」とあれば公開して法廷を開いたことであり「公判調書」とあれば公開して法廷を開いた公判の調書のことであるから特に刑訴規則第四四条四号の命ずる「公開して法廷を開いた」ことの記載を必要としないという論があるとすれば事務簡素化を追うリョウシ遂に法律意法の精神を見ずカンソカンソ遂に寛粗となり寛粗寛粗は又無保障無一物を来たし折角与えられた国民の基本的権利は漸次画餅夢飴雲散霧消する哲理を知らざる者の論である』というに帰着する。

四、右趣意に対し刑訴総則第四四条に則つて理由を付して裁判するというその理由とはドンナことか、理由とは肯定否定、

イエスノー、是認否認のことでなく、其のワケ理解理ヅメ説明であるから、本件判決の如く憲法に違法しない、無効の証拠を採用したのではないというだけでは上告趣意の否定だけで、否定の説明理由にはならない、カンタン明瞭モトより結構だがドウしても(1)指摘の公判調書の記載は所論の通りか否か(2)所論の通りの記載でも刑訴規則四四条第四号の記載を完全したことになるか又は四四条第四号の記載はなくても「公判調書」とあれば足りるというのか(3)所論証拠を採用したか否か(4)其証拠は無効のものであるか否かの四点については判決を読んで納得デキる程度に説明しなくては裁判に理由を付したことにならない。

五、元来裁判に理由を付する所以のものは、裁判官がシンシ熱心に記録や法律を調査研究し妥当の判決をしたことを国民に保証し納得させ以て国民をして法律（憲法を含む）と裁判官裁判所を遵守尊敬させんとしたものである、本件の如く大山鳴動して半紙五行半式の理由なし判決では、ほゞ事情に疏通すると信ずる私弁護人は調査官が約一年もかかつてよく調査研究し其結果又は報告に裁判官がよく眼を明け通し判を押し又は承認したものだという事を諒解デキるが素人又は一般国民にカカル判決を読ませたら事件フクソウ、ハン忙の結果裁判官一々仔細に調査研究するヒマなく理由もワケもなしで万事を否定したのだアナ恐ろしや末の末が思いヤラレルと解する者も大少数ではあるまい。コレ習裁判に理由を付せない結果である。

六、以上の結論として第四項の四つの点に説明理由がないこと第五項の判決そのものに理由がないことは第三項の上告趣旨を棄却した理由を発見することがデキず結局第二項の裁判は誤りであることになるから第三項、第五項等検討の上憲法違反の弁論開始等適当の方法で判決を訂正されたくこの申立に及びました。

以上

昭和二七年(み)第七号

決定

東京都中央区日本橋小網町二丁目五番地

被告人我妻勇弁護人

申立人　河鰭義三郎

被告人我妻勇に対する収賄被告事件（当庁昭和二六年(れ)第二九一号）について、昭和二七年二月八日当裁判所の宣告した判決に対し、申立人から判決訂正の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件申立を棄却する。

理由

本件訂正申立の理由は、末尾添附の書面記載のとおりであるが、右申立は理由がないものと認め、刑訴施行法三条の二、刑訴法四一七条一項に従い、裁判官全員一致の意見により、主文のとおり決定する。

昭和二七年三月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

三月二九日決定　昭和二七年(み)第七号　一

昭和二七年(み)第七号

判決の内容誤謬訂正の申立

上告人(刑事被告人)　我　妻　　勇

右弁護人弁護士　河　鰭　義　三　郎

理　由

一、判決が唯単に「弁護人の上告趣意は刑訟四〇五条に該当しない」と宣言する丈では何んが故に該当しないかの解釈は一つもないのである従つて斯様な判決では法律の解釈を一定する為めの上告裁判の任務を果さないと言ふ誤りがあり右判決は其上告趣意を排斥するの理由とはならないから結局理由を欠く裁判と言はねばならない故に訂正の必要ありと信ずる。

二、大審院は昭和八年(れ)第一二八七号判決に「公判調書以外の証拠に依り公判手続が適法に履践せられたるや否やを証明することを許さざるものとす」と宣言し又同昭和七年(れ)第九〇〇号判決及び同大正二年(れ)第一七九五号判決も同趣旨であり亦同院明治二九年の判決も「公判始末書は訴訟手続の適法なりや否やる証明すべき唯一の文書なり」として右と同様の宣言をなし大審院は其手続のありしや否や等の事実は一に訴訟記録公判調書に記載あるや否やにより証明せらるべきものであり是れ以外の証拠により証明すべきものではないとし夙に之を判例として居り変りては居らんのであるから此点につきては殊に単なる推定による認定の許さるべき理由はない故に又公判を公開したりや否やとの事実則ち公開の事実の有無は右判例当然の結論として公判調書に其公判を公開したとの記載なき以上其公判を公開したとの事実の認定は断じて許さるべきものではない果して大審院は其明治四二年(れ)第二〇五二号判決に於て「公判始末書に弁論を公行したる旨の記載なきときは其弁論は果して公行せられたりや否やを確認するに由なければ結局違法のものたるを免れず」と断じ又同大正六年(れ)第二二七四号判決にて「判決言渡の手続に付ては其公開の事実を公判始末書に記載することを要するものにて其記載なき判

決は不法にして破毀を免かれざるものとす」と宣言して居り特に其公判を公開したことを記載すべく其記載なきものを違法として居ります是は判決裁判所の審理及び判決は之を公開すべき原則を厳格に重んじた当然の結論を示したものであり而かも其根本の理由は前述訴訟記録の記載は其訴訟手続の適否を証明する唯一の証拠にして他を以て之を認定するを許さずとする判例に遵由したものであります。

三、且又公判と言ふ言葉は公開したる裁判と言ふ意味の言葉（則ち一般公衆に解放して傍聴を許す裁判と言ふ意味）ではなく単に公的な裁判と言ふ意義を以て使用されて居ることは殆ど判例の一致する処で全く争のないものと確信します従つて公判の公開と言ふことは「公的裁判を一般公衆に解放す」と言ことであります大審院も昭和九年(れ)第一一九二号判決にて「裁判公開の原則は裁判事件の審理並に裁判の言渡を一般公衆に解放したる公判廷に於て為すべきことを謂ふ」と宣言して居るに依り明確であります故に訴訟記録に単に「公判を開廷す」と記載したのみで公判を開いた旨の記載なき以上夫れは公開したと言ふ記載ではないから前述訴訟記録の本質上裁判所が勝手に其裁判を公開したと認定することは違法であり誤謬である若し夫れ裁判所が「公判裁判所に於て特に之を禁止したる場合の外常に之を公行すべきものなるが故に公判調書に公開を禁したる記載なき以上」等の訴訟記録記載以外のことを持出し来り「特に公開したる旨の記載なしとするも公開せられたるものと認むるを相当とす」と断ずるならば夫れは前述訴訟記録の本質を無視するものであり又前第二項所述の判例に当然矛盾する所論であります且又公的裁判は公開を原則とし特定の場合に之を禁止したる時之を公判調書に記載すべきことを規定するのみにて公開したことを記載せよと規定してある事実はないから公開して公判を開いたとの記載なくとも公開して公判を開いたものと認定するが相当なりと論ずるならば夫れは前示訴訟記録の本質と前示判例並に裁判公開の裁判に於ける根本重要性に照らし頗る不合理にして論理的ではなく又公開は原則だから特別の場合公開禁止せし時に其記載すべき規定があるのに公開を記載せよとの規定が無いと言ふことを唯一の理由として公開の事実を証すべ

き記録上其証拠なくとも公開の事実を認定するを相当とするとの議論も結局公開の事実を記録上何の証拠もなしに其事実の存在を認定することに帰し頗る不当の議論なりと信ずる。

四、然るに本弁護人等が其上告趣意第一点に述べてある如く原第二審判決は憲法第三十七条同第八十二条の規定に違反し公開されない法廷で審理され其公開されない公判で審理された公判調書などを証拠にして有罪を判決した判決であり又原第二審が其訴訟記録並に第一審裁判所の其第一審の記録にも裁判を公開したと言ふ記載もない然るに前述大審院の判例には斯様な其訴訟手続の事実及び其適不適の如何は総て必ず其訴訟記録のみにより之を証明すべく是等公判調書以外の証拠により証明するを許さず且又是等の訴訟手続する裁判は特別の場合を除く外常に一般大衆に解放即ち公開し（公判の公開）審理判決すべきものであるとの判例等ある為めに上告した本上告に対し去る八日単に「弁護人の上告趣意は刑訴四〇五条に該当しない」として本件上告を棄却する判決をしたのである。

五、然るに刑訴四〇五条三にある大審院は前第二、三項に述べた通り裁判の公開と言ふ訴訟手続が行はれたかどうか、則ち其手続の適否は一に公判調書の記載により認定すべく此調書以外の証拠によるを許さずとする判例であつて弁護人の趣意の如くである故に右本上告を棄却した理由は全く謬りであるから其訂正を求むる。

六、且つ又前述大審院大正六年(れ)第二二七四号判決に「判決言渡の手続に付ては其公開の事実を公判始末書に記載することを要するものにて其記載なきときは判決に不法にして破毀を免れざるものとす」との判決及び同明治四二年(れ)第二〇五二号判決の通り公開の事実を記録に必ず記載すべく然らざるものは違法なりとする議論は記録の本質裁判公開の根本重要性よりして当然且つ正当である然るに原審記録に右公開の記載がないから之を不法として原判決を破毀すべきに之を為さずして上告を棄却したる判決は明瞭に誤りであるから其訂正を要むる。

右により其判決訂正を申立てる。

三　以上

最高裁判所裁判集（刑事第六二号）事件番号索引

事件番号	事件名	法廷	裁判年月日	頁数
昭和二四年(れ)二五三一	強盗、建造物侵入、公務執行妨害、傷害、窃盗、銃砲等所持禁止物価統制令違反	一小	昭和二七年三月一三日	三六一
昭和二四年(れ)二七八〇	器物毀棄	二小	三月七日	二三七
昭和二五年(れ)八四一	麻薬取締規則違反	大	三月一九日	六〇五
昭和二五年(れ)九一〇	詐欺	二小	三月二八日	八八五
昭和二五年(あ)一〇八九	所得税法違反、公務執行妨害	大	三月五日	九一
昭和二五年(れ)一三二五	物価統制令違反	二小	三月二八日	九〇五
昭和二五年(あ)一五一九	酒税法違反	三小	三月四日	一
昭和二五年(あ)一五九七	恐喝、詐欺	三小	三月四日	七
昭和二五年(あ)一六一六	麻薬取締法違反	三小	三月四日	一一
昭和二五年(あ)一六四二	殺人	三小	三月一八日	五九九
昭和二五年(あ)一六五五	臨時物資需給調整法違反	三小	三月一八日	五一七
昭和二五年(あ)一六六九	関税法違反	三小	三月一一日	三四七
昭和二五年(あ)一六九六	窃盗、賍物故買、昭二二年政令第一六五号違反	三小	三月四日	一五
昭和二五年(あ)一七三七		三小	三月四日	二三

昭和二五年	(あ)一七四〇	殺人未遂、傷害、脅迫、銃鉋等所持禁止令違反	三小	三月一一日	三三三	
昭和二五年	(あ)一八五七	食糧管理法違反	三小	三月一八日	五二一	
昭和二五年	(あ)一九二三	食糧管理法違反、物価統制令違反	三小	三月一八日	五二七	
昭和二五年	(あ)一九二八	窃盗	三小	三月一一日	三五一	
昭和二五年	(あ)一九九三	窃盗	三小	三月二五日	七二三	
昭和二五年	(あ)二〇六〇	詐欺	三小	三月二五日	六四五	
昭和二五年	(あ)二〇六七	食糧管理法違反	三小	三月一八日	五三三	
昭和二五年	(あ)二一〇八	業務妨害	三小	三月四日	八五	
昭和二五年	(あ)二一六九	麻薬取締法違反	三小	三月一八日	五四三	
昭和二五年	(あ)二二一三	恐喝、脅迫	三小	三月二五日	六五三	
昭和二五年	(あ)二二二六	臨時物資需給調整法違反、食糧管理法違反	三小	三月一八日	五五五	
昭和二五年	(あ)二二五四	業務上横領	三小	三月二五日	六六七	
昭和二五年	(あ)二三四五	外国人登録令違反	三小	三月一八日	五六一	
昭和二五年	(あ)二三八八	窃盗	三小	三月二五日	六七一	
昭和二五年	(あ)二四四七	恐喝、外国人登録令違反	三小	三月二五日	六七七	
昭和二五年	(あ)二四五六	麻薬取締法違反、麻薬取締規則違反	三小	三月二五日	六八三	
昭和二五年	(あ)二七七一	住居侵入	三小	三月一一日	三三三	

昭和二五年	(あ)二八三六	窃盗	二小	三月七日	一五七	
昭和二五年	(あ)三〇九〇	詐欺	三小	三月一八日	五六七	
昭和二五年	(あ)三〇九三	賍物運搬	三小	三月二五日	六八九	
昭和二五年	(あ)三三〇五	賍物寄藏	三小	三月一一日	三四三	
昭和二五年	(あ)三三一二	印紙税法違反	一小	三月一三日	三五五	
昭和二六年	(れ)五二一	公文書偽造、同行使、詐欺	二小	三月二八日	九一三	
昭和二六年	(れ)五八七	公文書変造、同行使、詐欺	二小	三月一四日	四五五	
昭和二六年	(あ)六六八	食糧管理法違反	二小	三月二八日	八一三	
昭和二六年	(れ)一三〇二	強盗殺人、銃鉋等所持禁止令違反	二小	三月二八日	九二七	
昭和二六年	(れ)一三三五	臨時物資需給調整法違反	三小	三月一八日	五八一	
昭和二六年	(あ)一四〇四	有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、傷害	二小	三月二八日	一〇〇七	
昭和二六年	(あ)一五一五	食糧管理法違反	三小	三月一八日	五七五	
昭和二六年	(あ)一六四一	物価統制令違反、食糧管理法違反	二小	三月二八日	八一七	
昭和二六年	(あ)一六四三	窃盗	一小	三月六日	一五五	
昭和二六年	(れ)一七三五	偽造公文書行使、物価統制令違反、詐欺	二小	三月七日	二九一	
昭和二六年	(れ)一八〇〇	強盗傷人	二小	三月七日	二九五	
昭和二六年	(あ)一八〇八	食糧管理法違反、酒税法違反	二小	三月二八日	八二三	

昭和二六年	(れ)一八一四	詐欺、物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	二小	三月七日	三〇九	
昭和二六年	(れ)一九二七	業務上横領、物価統制令違反	二小	三月一四日	四六三	
昭和二六年	(れ)一九三一	誣告、名譽毀損	二小	三月七日	三一九	
昭和二六年	(あ)一九六一	恐喝未遂	二小	三月二八日	一〇一三	
昭和二六年	(あ)一九八四	窃盗	二小	三月二二日	六四一	
昭和二六年	(れ)一九九七	強盗幇助、銃鉋等所持禁止令違反	二小	三月一四日	四七五	
昭和二六年	(あ)二〇〇四	関税法違反	二小	三月二八日	一〇三一	
昭和二六年	(れ)二〇三七	強盗、住居侵入	一小	三月一三日	三六七	
昭和二六年	(れ)二〇四〇	銃鉋等所持禁止令違反	一小	三月一三日	三八七	
昭和二六年	(れ)二〇五八	強盗傷人	二小	三月一四日	四八一	
昭和二六年	(れ)二〇七四	食糧管理法違反	二小	三月二八日	九七一	
昭和二六年	(あ)二〇八九	殺人、死体遺棄	一小	三月二〇日	六三七	
昭和二六年	(あ)二一〇一	窃盗	二小	三月二八日	八二九	
昭和二六年	(あ)二一一三	強盗殺人、同未遂	二小	三月二八日	八三三	
昭和二六年	(れ)二一四四	傷害	二小	三月二八日	九七五	
昭和二六年	(れ)二一五二	恐喝	二小	三月二八日	九七九	
昭和二六年	(れ)二二〇二	絹織物及び絹メリヤス生地の検査及び蒐荷に関する件違反、物価統制令違反	二小	三月一四日	四八七	

昭和二六年	(れ)二二二八	公文書偽造、同行使、詐欺未遂	二小	三月二八日	九八三	
昭和二六年	(れ)二二二八	公文書偽造、同行使、詐欺未遂	二小	三月二八日	九九五	
昭和二六年	(れ)二二四二	業務上横領、横領、窃盗、賍物牙保	三小	三月二五日	六九七	
昭和二六年	(れ)二二六七	強盗殺人、同未遂、住居侵入	一小	三月六日	一三一	
昭和二六年	(れ)二二七六	恐喝、詐欺、物価統制令違反	三小	三月一八日	五八九	
昭和二六年	(れ)二二九九	贈収賄	一小	三月一三日	三九三	
昭和二六年	(あ)二三一二	酒税法違反	一小	三月一三日	四二三	
昭和二六年	(れ)二三二五	窃盗、窃盗幇助、賍物故買、賍物収受	三小	三月二五日	七一五	
昭和二六年	(あ)二三四〇	詐欺	二小	三月二八日	八四一	
昭和二六年	(れ)二三五〇	銃鉋等所持禁止令違反	一小	三月二七日	七五七	
昭和二六年	(れ)二三五三	業務上横領	一小	三月六日	一四五	
昭和二六年	(れ)二三九二	収賄	一小	三月二〇日	六二三	
昭和二六年	(れ)二三九九	収賄、贈賄	三小	三月四日	六九	
昭和二六年	(れ)二四〇七	物価統制令違反	三小	三月一八日	五九三	
昭和二六年	(あ)二四一六	窃盗	二小	三月二八日	八五三	
昭和二六年	(れ)二四三〇	背任	一小	三月一三日	四一五	
昭和二六年	(れ)二四六一	物価統制令違反	一小	三月二〇日	六二七	

昭和二六年	(あ)二六二四	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	二小	三月二八日	八五七
昭和二六年	(あ)二六五〇	窃盗	一小	三月二七日	七三一
昭和二六年	(あ)二六五七	収賄	二小	三月二八日	八六一
昭和二六年	(あ)二七〇八	詐欺	一小	三月二七日	七六三
昭和二六年	(あ)二八二〇	物価統制令違反	一小	三月二七日	七六七
昭和二六年	(あ)三〇三五	昭和二四年政令第三八九号違反	二小	三月二八日	八六七
昭和二六年	(あ)三一二八	傷害	一小	三月二七日	七三七
昭和二六年	(あ)三二八四	詐欺、食糧緊急措置令違反	二小	三月二八日	八七五
昭和二六年	(あ)三二八五	窃盗	一小	三月二七日	七四三
昭和二六年	(あ)三三六九	尊属殺人未遂	一小	三月二七日	七七一
昭和二六年	(あ)三三七五	強盗致傷	二小	三月二八日	一〇三五
昭和二六年	(あ)三四〇六	物価統制令違反	一小	三月二七日	七八一
昭和二六年	(あ)三四五七	過失致死、業務上過失傷害、関税法違反、外国為替及外国貿易管理法違反、昭和二十一年勅令第三一二号	二小	三月二六日	七二七
昭和二六年	(あ)三四九〇	違反封印麻薬取締規則違反、麻薬取締法違反	一小	三月二七日	七四七
昭和二六年	(あ)三五九六	強姦	二小	三月二八日	七五三
昭和二六年	(あ)三七五五	昭和二四年政令第三〇六号違反	二小	三月二八日	一〇三九

昭和二六年	(あ)三八八八	強盗殺人	二小	三月七日	一六三
昭和二六年	(あ)四〇七八	恐喝、業務上横領	二小	三月七日	二〇五
昭和二六年	(あ)四三一三	強制猥褻	二小	三月七日	二一九
昭和二六年	(あ)四四三四	強盗殺人、強盗強姦、強盗	一小	三月二七日	七八五
昭和二六年	(あ)四四四八	詐欺、同未遂、窃盗、準強盗	二小	三月七日	二二七
昭和二六年	(あ)四四八一	恐喝、同未遂、傷害	三小	三月四日	三三
昭和二六年	(あ)四六七七	尊属殺人	一小	三月六日	一〇一
昭和二六年	(あ)四九五八	住居侵入	二小	三月一四日	四二九
昭和二七年	(み)六	判決訂正の申立	二小	三月二九日	一〇四五
昭和二七年	(み)七	判決訂正の申立	二小	三月二九日	一〇四九
昭和二七年	(し)一二	特別抗告の申立	二小	三月一九日	六一三